食品安全委員プリオン専門調査会

第32回会合議事録

- 1.日時 平成 17年 10月 4日 (木) 14:00~17:08
- 2. 場所 委員会大会議室
- 3.議事
 - (1)米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について
- (2) その他
- 4.出席者
 - (専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐(知)専門委員、北本専門委員、佐多専門委員、 堀内専門委員、山内専門委員、山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会委員)

小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 池田国際衛生対策室長

(事務局)

齋藤事務局長、一色事務局次長、國枝評価課長、福田評価調整官、梅田課長補佐

5.配布資料

資料1 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)

(平成 17年9月30日提出)

資料 2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)

(平成 17年 10月 3日提出)

資料3 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価(たたき台修正第二次案)

参考資料 1 - 1 諮問書(厚生労働省発食安第 0524001 号、17 消安第 1380 号;現在 の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米 国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、 我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性

参考資料 1 - 2 参考資料 1 - 1 に関する参考資料

参考資料 2 - 1 諮問書(厚生労働省発食安第 0524002 号、17 消安第 1382 号;現在 カナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダか ら輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が 国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂 取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性に係 る資料

参考資料2-2 参考資料2-1に関する参考資料

参考資料 3 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年 6 月 10 日発出)

参考資料 4 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年 6 月 10 日提出)

参考資料 5 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年 6 月 20 日提出)

参考資料 6 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年 6 月 24 日発出)

参考資料 7 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年 7 月 8 日提出)

参考資料 8 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

	(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
	(平成 17年7月 13日提出)
参考資料 9	論点メモ(現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プロ
	グラムにより管理された 20ヵ月齢以下の牛の食肉および内臓(米
	国、カナダ)のリスクと全年齢の食肉および内臓(日本)のリス
	クの比較:山本委員提出資料 第 27 回プリオン専門調査会資料)
参考資料 10	平成 14~16 年度科学研究費補助金研究成果報告書「畜産フードシス
	テム安全性確保に関する国際比較研究」、研究代表者 甲斐 諭、
	第1章 米国における牛肉の生産流通段階の安全性確保の検証
参考資料 11	食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
	(平成 17 年 7 月 28 日発出)
参考資料 12	食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
	(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
	(平成 17年7月 29日提出)
参考資料 13	項目別関連情報(米国)
参考資料 14	項目別関連情報(カナダ)
参考資料 15	項目別関連情報(日本)
参考資料 16	「米国農務省 Maturity Studyに関する最終報告」に対する意見書
参考資料 17	米国における疑似陽性牛の判定結果
参考資料 18	米国におけるSRM関係規制遵守状況に関する情報
参考資料 19	食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
	(平成 17年8月9日発出)
参考資料 20	食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
	(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
	(平成 17年8月 22日提出)
参考資料 21	食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
	(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
	(平成 17年8月 22日提出)
参考資料 22	BSE発生前及び現在のデータ(米国)
参考資料 23	BSE発生前及び現在のデータ(カナダ)
参考資料 24	BSE発生前及び現在のデータ(日本)

ータ 参考資料 26 日本と米国の項目別比較表 日本とカナダの項目別比較表 参考資料 27 参考資料 28 Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals(2004)Chapter 2.3.13. 参考資料 29 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年 9 月 1 日発出) 参考資料 30 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年 9 月 9 日提出) 参考資料 31 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場 合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの 同等性に係る評価(たたき台)(第30回プリオン専門調査会配布) 参考資料 32 米国・カナダにおける牛肉産業の最新情報 米国産牛肉等輸入解禁後に予想される各部位別充足率 参考資料 33 参考資料 34 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17年9月22日提出) 参考資料 35 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について) (平成 17 年 9 月 22 日提出) 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場 参考資料 36 合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの 同等性に係る評価(たたき台修正案)(第31回プリオン専門調査会 配布) 参考資料 37 項目別関連情報(米国・カナダ)(修正版)

日本と同程度とリスクと考えられるEU諸国のサーベイランスデ

6.議事内容

参考資料 38

参考資料 25

吉川座長 定刻になりましたので、ただいまから、第32回「プリオン専門調査会」を開

佐多委員からのご意見(第31回プリオン専門調査会当日配布資料)

催したいと思います。

本日、出席予定だった、甲斐諭専門委員が急遽、所用により御欠席ということになりまして、本日9名の専門委員が御出席です。

山本専門委員は所用のため、少し遅れるということで、途中参加ということになります。「食品安全委員会」から委員が御出席です。

また、厚生労働省及び農林水産省の方にもお越しいただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「第 32 回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

梅田課長補佐 資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております、議事次第、座席表、委員名簿に続きまして、資料が3点。 参考資料はお手元のファイルにとじさせていただいておりますが、38点。合計41点でございます。

本日配布しております資料は、まず資料1といたしまして、9月30日に提出されております補足資料。「米国産若齢乳用種牛に給与される飼料に肉骨粉が含まれる可能性について」でございます。

資料2は、10月3日付けの配布資料でございます。同じく食品健康影響評価に係る補足資料でございまして、「日本輸出向け牛肉を処理すると畜場及びカット施設における日本輸出向け製品とそれ以外の製品の区分けについて、想定される具体的な方法」でございます。

資料3は「米国、カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価(たたき台修正二次案)」でございます。

このうち、資料1の5ページの英文でございますが、代用乳の成分、使用原材料の一覧と当該ページを日本語に訳しました9ページ。この部分につきましては、リスク管理機関から、米国政府から委員限りということで提供を受けていると聞いておりますので、本日、傍聴の方々にはお配りしておりません。

また、参考資料につきましては、今回新たに加わった資料はございません。分量も多く、 著作権による制約もありますので、本日傍聴の方々にはお配りしておりませんが、後日「食 品安全委員会」のホームページ等からも閲覧できますし、また事務局にお越しいただけれ ば閲覧可能となっておりますので、あらかじめ御了承ください。

以上、資料を用意させていただいております。不足の資料等があればお知らせください。 吉川座長 以上、資料3までと参考資料、お手元にございますか。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事は前回に引き続いて「米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について」の8日目になります。

前回、たたき台について議論したわけですけれども、説明にかなりの時間を充てたということもあって、各委員にその後、意見等を事務局の方にいただきたいということで、佐 多専門委員、山本専門委員、山内専門委員、横山専門委員等、いろいろな意見をいただきました。

カナダについて、次回たたき台の中に今までの分析を加えるということで、それについても各委員から意見をもらって書き加えております。それに関しては後で議論したいと思います。

最初にリスク管理機関の方から提出された追加資料について、確認した上、たたき台に ついての審議を進めたいと思います。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

梅田課長補佐 資料 1 と 2 を御覧ください。先ほどの説明の中にもございましたとおり、9月30日付け、また10月3日付けで、農林水産省、厚生労働省より提出資料をいただいておりますので、中身については後ほど両省の方から御説明いただきたいと思います。

本日は農林水産省から、消費安全局動物衛生課の池田国際衛生対策室長。

厚生労働省からは、食品安全部監視安全課の道野輸入食品安全対策室長にお出でいただいておりますので、中身につきましては両省から説明をお願いしたいと思います。

吉川座長 それでは、両省から説明をお願いします。簡潔に 10 分ぐらいずつで、併せて 20 分ぐらいで説明をお願いします。

池田国際衛生対策室長 それでは、まず資料1でございますが、米国産の若齢乳用牛に給与される飼料に肉骨粉が含まれる可能性ということでございます。

米国からいただきました資料によりますと、一般的な飼料管理において、代用乳とか人 工乳といったものに肉骨粉は含まれていないという回答でございました。離乳後は穀物を 主体とした飼料管理が行われるという資料が届いてございます。

具体的には、資料をお開けいただけると、まず英文が付いてございますが、仮訳が8ページ以降に付いてございます。

まず8ページを御覧いただきたいと思います。ここに書かれてございますのは、ホルスタインの去勢牛の一般的なスケジュールでございます。当然生まれてからいろいろステージがあるわけです。

「2-50日齢」というところを御覧いただきますが、ここは代用乳を与えておりますということでございます。この代用乳は一体どういうものかということですが、次の9ページをお開けいただければと思います。こちらに成分が書いてございますが、下の方に「原材料」と書いてございます。ここに組成が入っているわけですが、御覧のように肉骨粉というものは含まれていないということでございます。

8ページに戻っていただきまして、次の発育ステージですが、「50-60日齢」以降です。 代用乳を徐々に減らし離乳をさせていきます。その代わりにそのほかの飼料で置き換えて いくというステージになっていき、月齢が上げるに従って代用乳以外の飼料が増えていく ということであります。

では、そういったときにどういう資料を使っているかと申しますと、10 ページをお開きください。10 ページ~11 ページにかけまして、飼料の内容が書いてございます。代用乳同様でございますが、肉骨粉と言ったものは使われていないということで資料が提出されております。

参考までにカナダについても同様のことで資料を要求いたしましたが、回答の内容はほぼ同様でございますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思います。

以上です。

吉川座長 先に説明をしてくれますか。後で併せて質疑をしたいと思います。

道野輸入食品安全対策室長 それでは、資料2について御説明をいたします。

前回の御議論の中で、実際に日本向けに輸出できるものとそうでないものをどのように分けるのか。どういうふうに区分するのかということについて、実際どういうふうにパッカーが考えているかいうことの御質問がございましたので、米国政府に照会したところ、資料2のような回答が返っております。

資料2の4ページに仮訳がございますけれども、上の2つのパラグラフについては、要するにEVプログラムの仕組みが書いてあるだけでございまして、トレーサビリティーや区分分けの方法の詳細について記述したものの提出がまずは義務づけられていると。それが実際にできるかどうかということについて、現地で査察もやりますというプログラムの過程の話だけです。

3つ目のパラグラフのところで、実際にどんなことをして確認をするかということで、

特別な個体識別とある。その不適合動物から分離した適合動物を集めるという処理ライン上の感覚を開ける、特定の時間、日またはシフトで日本向け牛肉を処理する、処理ライン上で一時中断後に製品を処理することが含まれるという回答を得ております。

業界団体にも口頭で確認をしましたけれども、基本的に同じ施設の中で同時間帯に並行して、その適合をするものと不適合のものを処理するというのは、どうも避けようと考えているみたいです。

やはりその時間なりシフトなりで、日本向けのもそうでないものも処理をしないと、うまくそういう区分ができないのではないかと米国サイドは考えているようでございます。 以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。

子牛の初期の飼育の仕方。特に代用乳について。それから、上乗せ規制の中で行われる 製品の分離とそのトレーサビリティーのシステムについて、それぞれアメリカあるいはカ ナダからの回答についての説明がありましたけれども、御質問、御意見はございますか。 どうぞ。

甲斐(知)専門委員 質問ですけれども、飼料中に肉骨粉が含まれる可能性についての 御回答なんですが、これは今後、日本向けのために行われるためのものであるのか。それ とも今まで全米でこういうものであったという回答なのか、どちらでしょうか。

池田国際衛生対策室長 今、御説明いたしました、まず去勢牛の成育のステージですが、これは一般的なものであると理解しておりますので、従来も今後も大きい変化は特段ないのではないかと考えています。

えさについてでございますが、勿論これは一般的な組成ということで御紹介をしたということであります。

以上です。

甲斐(知)専門委員 実際にBSEの牛が出たわけですけれども、その牛もこのような プログラムト同じような飼料が与えられていたということで、どこから入ったかはわから ないということでしょうか。

池田国際衛生対策室長 ここで御紹介いたしましたのは、ミルクを絞る牛から生産をされた子牛。特に雄牛を去勢をして肉用に仕向けるということでございますが、米国で見つかった牛でございますが、これはブラーマン種の肉用牛ということで、こういったホルスタインの牛との育て方は違うと理解しています。

吉川座長 いいですか。

甲斐(知)専門委員 もう一つ。では、資料2の方ですけれども、時間帯を分けると書いてありますけれども、前に30か月齢以上の牛は厳密にテープを張って、例えば、週末にと殺するとか別の時間で行うと言っておられましたけれども、そういうところの処理場の後の汚染の洗浄とか、特にこれで時間を分けるというと同じ場所でこれ以外のものも扱うわけですね。そういうところの洗浄のこととか、そういうことに関しては情報はないんでしょうか。

道野輸入食品安全対策室長 洗浄については特に情報は来ていません。日本向けのものは先ほど、甲斐専門委員がおっしゃったとおり、向こうで今やっている 30 か月齢以上とそれ未満と同じような考え方で分けるということだけが来ていると御理解いただければいいかと思います。

吉川座長 いいですか。ほかに御質問、御意見ございますか。

北本専門委員 8ページの「ホルスタイン飼料の現在の一般的組成」の中で、プレミックスというのが入っていますが、これは何ですか。

池田国際衛生対策室長 プレミックスという言葉自体は、混合組成を持ったものをあらかじめ混ぜ合わせたものであるということですが、ここで書いてございます、そのプレミックスの 1.5 % の内容。個々のものについては把握しておりません。

吉川座長 文字どおりプレミックスであって、中身はわからないということ。

北本専門委員 中身がわからないものでいいんですか。

池田国際衛生対策室長 10ページをお開けいただきますと、一般的なホルスタインの乾物の形の組成が入ってございます。その中に成分としては入ってございますが、この中のどれがこのプレミックスと言われているものかという、その厳密な部分については把握していないということであります。

北本専門委員 いえいえ、これはフィードロットに行ってからの飼料じゃない。

池田国際衛生対策室長 申し訳ございません。ここで書いてございます飼料は、飼料にはいるいるあるわけでございますが、それは組成もそのステージの段階はいるいろございまして、いるいろ種類があるということで、すべてについて聞いてはございませんが、プレミックスの内容としては代表的なものとして、先ほど 10 ページで示しましたような微量元素といったものが入っているということでございまして、その飼料の種類というのは段階によって多数異なっているということでございます。

吉川座長 多分心配されているのは、このプレミックスの中にBSEのコンタミを含む 動物性タンパクその他が入っているかどうかということですね。 組成について、わかる範囲で詳しく調べておいてくれませんか。心配されているのはそういうことだろうと思います。

山内専門委員 「代用乳から徐々に離乳し」と8ページに書いてありますが、日本の場合もイギリスの場合も代用乳の後、スターター、人工乳、一般飼料となっていると思うんですが、ここで言っているアメリカの場合には、この50ないし60日齢で代用乳から徐々に離乳し、それ以外の飼料というのがスターターのことなんでしょうか。日本の場合と比較して、どういうふうになるのか教えてください。

吉川座長 原文の 15 ページと 16 ページに「Milk Replacers」「Calf Starter」とそれ ぞれ項目を分けて、いつからどういうものを与えるか書いてあります。

池田国際衛生対策室長 12ページに参考までに、以前提出をさせていただいた資料を付けてございますが、子牛の離乳前と離乳後。これは一般的に乳牛ということですので、去勢の肉用ということにはなりませんが、こういう牛につきまして代用乳から全乳、飼料について、子牛のスターターも加えていくと。

更にその次のステージとして、穀類とか粗飼料といったものを加えていくということで、 ここでは未経産牛のことを言ってございますが、ある程度の子牛の月齢まではほぼ同様の 育て方がされる可能性があるのではないかと。

子牛のスターターについては最初のうちに上げられる可能性があるのではないかと、こ こで書いてございます。

山内専門委員 今の 15~16 ページというのはカナダの話ですね。アメリカの方ではそういったことは書いていないんですけれども、同じと理解していいのか。要するにこの 8 ページの翻訳の方を見ていないんですけれども、それ以外の飼料というのと今度はその他の飼料というような、何か漠然としていてちょっと具体性がないという印象があるので、聞いたんです。

池田国際衛生対策室長 アメリカの資料は漠としてございますが、アメリカとカナダの去勢牛の育て方にそれで大きな差があるとは理解しておりません。

山内専門委員 ホルスタインの去勢牛の場合にもスターターを与えていると考えていい んですね。

池田国際衛生対策室長 そのように理解しております。

吉川座長 ほかにございますか。

横山専門委員 代用乳の中の動物性油脂と、死亡牛等が特にSRM除去されることなくレンダリングされているという以前のアメリカの状況がありましたけれども、それがここ

で出てくる動物性油脂と本当につながっていないのかどうかということを検証する必要が あるのではないかなと思います。

吉川座長 今の質問の意味はわかりましたか。動物性油脂という、ファーシータローとイエローグリースとあるわけですけれども、アメリカあるいはカナダの場合、死亡牛あるいはと畜場での異常牛として排除されたもののSRMがレンダリングに回るわけですけれども、そこで回収される動物性油脂というものがここに書かれてある動物性油脂と違うものなのか、同じものなのか、それはわかりますかという質問です。

池田国際衛生対策室長 米国からここで使われている動物性油脂について聞いておりますのは、その米国で使っているものの原料については明確に聞いてはおりませんが、使用しているものにつきましては、実際の流通から見て不溶性の不純物が 0.15% よりも低いものが実態として使われてはいますということを聞いております。

吉川座長 横山専門委員、いいですか。わかっていることは要するにタンパク含量のコンタミが 0.15%以下の不純物ということであって、何由来ということは把握していないという答えです。

横山専門委員 今のお話だと、あとはやはりSRMが実際どういう処理をされているかということが非常に大きな問題になってくるだろうと思います。この動物性油脂のオリジンがわからないだろうと受け止めざるを得ないのかなと。

吉川座長 わかっていることは心配される高リスク牛がレンダリングに入ることは事実で、ただ、レンダリングの生産ライン、あるいは施設はかなり専用化されて分かれていることは事実ですけれども、そこでそれぞれの動物種から来たレンダリングの中で当然油脂は取れるわけですね。

それがもう一回、動物性油脂という格好で戻ってきたときに、牛の方に分かれたラインが戻るか戻らないかという質問ですね。

横山専門委員 そうですね。

吉川座長 前の議論でレンダリングのところまでは言っていたと思うんですけれども、 何かわかりますか。

池田国際衛生対策室長 実際に何からつくられたかというのは把握をしておりませんが、 逆に、飼料用の生産の原料にSRMを含んではいけないという規制はございません。

レンダをするものが何かという、この獣脂の元になる原料がこれこれこうであるという ような規則はないと承知しております。

山内専門委員 動物性油脂に関しては、座長がさっき言ったように、イエローグリース

とファーシータローと両方があって、イエローグリースがレンダリングでつくられてくる ものであると。レンダリングの場合にイエローグリースにプリオンは入ってこないという のは、これはイギリスではかなり大がかりな実験結果から報告はされています。

ですから、その報告を受け入れる限りにおいては、イエローグリースにプリオンが入ってくる可能性というのは極めて低いのではないかと考えられるわけですけれども、ファーシータローの方は体内脂肪をそのまま溶かして使うわけで、そのときには回腸遠位部のようなところからの汚染の可能性というのは残ってくるということなんです。

アメリカの場合には、やはりSRMがそのままリサイクルに回るということ。これはむしろ肉骨粉や何かがほかのえさの方に混ざっていくという方が大きなウェートとしてかかってくるものであって、私は動物性油脂の占めるウェートというのはもうずっと小さいものになってしまうのではないかと受け止めています。

吉川座長 もしわかったら、少なくとも上流から行った場合にレンダリングまで行くことはわかるわけで、レンダリングをしたときに、今、言われたように、普通に考えれば豚から来ようが鶏から来ようが、あるいは牛から来ようが、その施設は分かれてラインは分かれていても、固形の肉骨粉とイエローグリースと2つの成分に分かれてくるわけです。

飼料に関して反芻動物由来のものを使わせないということは、もう既に法律で規制されているわけですから、当然そこの表示義務もありますから、肉骨粉に関しては当然全部付いて回るので、今の質問はもう片方の成分であるイエローグリースが同じようなレッテルを張られて、牛に動物性油脂として戻らないようなルールになっているのかどうなのかがわかれば、アメリカに問い合わせて知らせてくれればありがたいと思います。それはカナダについても同じです。

ほかにございますか。

小野寺専門委員 せっかくついでに調べられるんでしたら、動物性油脂が国産か輸入ものか、そのぐらいはお願いしたいと思います。というのは、米国内でつくられたのか。まさにそういうことはないとは思いますけれども、ヨーロッパから輸入したものかということです。

吉川座長 少なくともオランダその他に関して、私が聞いたところではないと。既にリスク評価の中で必要になったので何国かは尋ねたけれども、それについてはないということですけれども、全世界から入ってきているかどうかは聞きませんでした。

ほかにございますか。いいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、質問がなければ、先に進めたいと思います。前回の続きになりますけれども、 たたき台修正第2案という格好になります。 資料3を御覧ください。 これについて、 審議 を進めたいと思います。

先ほど言いましたけれども、前回議論したものについて、山本専門委員、佐多専門委員 にいろいろ意見を追加していただきました。カナダについてもすべての項目で書き加えま した。

横山専門委員、山内専門委員を含めて、土曜日に事務局からこのたたき台を配布しても らったわけですけれども、その後もいろいろ意見をいただきました。取り入れられるとこ るは各委員の意見を最大限入れてあります。

本日配布したものをかつてからの見え消し版だと非常にわかりにくくなるので、清書版 という格好で配布してあります。

委員からいただいたものについてはほとんど受け入れてあります。そのまま反映したものもあれば、一部指摘という格好で議論した方がいいかなと思うものについてはそんな書きぶりにもなっております。

事務局の方に全部精査していただきましたけれども、もし落ちている部分やその他がありましたら、指摘しておいていただきたいと思います。

それでは、「1 はじめに」から順番に確認していきたいと思いますけれども、いただいた意見を見る限り、各項目の事実関係、詳細に正確性を期すという格好でいろんな意見をいただいて、それについては直してあります。

できるだけ確認するところは確認にとどめて、審議の方に時間を割きたいと思います。 特に前回議論できなかった、生体牛リスクの総括、食肉の方のリスクの総括。まだ白紙になっておりますけれども、結論のまとめ方。「5 おわりに」という部分をどういうふうに持っていくかというようなことを、できれば具体的に議論を進めたいと思っております。

それでは「1 はじめに」から順番に見ていきたいと思いますけれども、事務局の方から、今日来られない金子専門委員からメールでコメントが来ていると言うので、最初にそれをお聞きした上で審議を始めたいと思います。

梅田課長補佐 金子専門委員は当初、御出席の予定でしたけれども、急遽所用の関係で来れなくなったということで御連絡をいただいた際に、御意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。

まず金子専門委員から、この審議に当たりまして、冒頭問題提起ということで御指摘いただいた 2 点。

1つは、評価機関とリスク管理機関の関係と責任の所在について。また評価については 規制の遵守を前提に行っていると。したがって今後は管理機関が遵守を監視し、その責任 を負うこと。この2点について、このたたき台を確認しましたということで、この点につ いては御了解いただいているということで伺っております。

また、評価からは離れますが、ということで前置きをした上で、すなわち必ずしも答申に記載する必要はなくともということでありますけれども、国民の信頼獲得のためのリスクコミュニケーションの重要性を評価側、管理側それぞれが十分認識する必要があるという御指摘も賜っております。御紹介させていただきました。

吉川座長 どうもありがとうございました。

どなたか御意見、補足はございますか。いいですか。

それでは、資料3に基づいて、審議をしていきたいと思います。今回は大体項目がそろったと考えたので、少し全体がわかるように各項目の見出しを上に持ち出しました。

そこで見られるように「1 はじめに」があって「1.1 経緯」。

「1.2 本諮問の背景と経緯について」のやりとりが特にリスク管理機関からの説明とその見解についてがあります。

それから、基本方針があってリスク評価に入るわけですけれども、生体牛「2.1 侵入リスクの比較」「2.2 暴露・増幅リスクの比較」「2.3サーベイランスによる検証」という格好で、各項目について1~5まで。

それから、サーベイランスデータの外挿ということ。その項目を全部併せて「2.4 生体牛リスクの総括」。これが大きな2の項目です。

3 に関して「 3 リスク評価 - 食肉・内臓(汚染率・汚染量)」という部分で、汚染リスクの比較、と畜検査、トレーサビリティー、と畜頭数。

「3.2 と畜前検査(高リスク牛の排除)」から、と畜場のBSEスクリーニング、 スタンニング、ピッシング、SRMの除去、SSOP、HACCPと項目が続きます。

3.3に製品である食肉、機械回収肉。項を分けて「内臓等について」。

後半部の「3.4 の牛肉及び牛の内臓の汚染リスクの総括」。

その全部を受けて「4 結論」。

今までの審議の過程で問題になった補足の辺りを「 5 おわりに」という格好で全体を まとめようと思って、一応整理してみました。

以前、1.1.1.1とか1.1.2.1とかいう小さな見出しについて番号を付けましたけれども、どうも私はあまりああいうのは好きではないものですから、今回は大

きな項目に付けておいて、あとはわかる範囲で、必要なものについては(1)~(4)というのを付けましたけれども、大体項目の見出しでまとめるという方式に変えてみました。それでは、「1 はじめに」の経緯、本諮問の背景と経緯について、諮問の趣旨。そういう意味では5ページの「1.3 審議にあたっての基本的方針」まで。

ここの前半部の経緯、背景、リスク管理機関とのやりとりがあって、最初の段階で諮問 するに当たっての経緯、諮問の考え方のリスク管理機関からの説明という格好で趣旨、

「1)国内対策見直しについての考え方」「2)諮問についての考え方」「3)リスク管理対応についての考え方」と言ったような、基本的には最初にやったときの質疑の中で書かれたものを、これでもわかりやすいかどうかはわかりませんけれども、リスク管理用語から、かなりわかりやすく項目別にまとめたというところです。

ここに関して、山内専門委員の方から、事実経過について少し時系列を足してちゃんと 書き込んだ方がいいというところがあって書き加えました。

それ以外、ここの部分の関しては、特に委員からは。

先ほど、私が一番最初に書いた2ページ目の「プリオン専門調査会での諮問についての検討を開始するに当たっての質疑」というところで、リスク評価機関とリスク管理機関の関係というところで少し筆の走ったところがありまして、内容は変わっていませんけれども、少し冷静な文章になっているかなと思います。

特に先ほど、金子専門委員の意見があったように内容的には変わっていません。特にこの審議を始めるに当たって、金子専門委員の方から、リスク管理機関とリスク評価機関の在り方について、かなり重要な指摘があったものですから、ここのところを書いたわけです。

ここの範囲に関して、どなたかございますか。

山内専門委員 今、座長が言われましたように、事実関係。これは3ページの3)のところです。前は日米協議の結果となっておりまして、すぐに2004年10月23日に日米局長級会議といったような文言であったわけですが、そこのところは、やはりその前にこの「食品安全委員会」で中間とりまとめを行ったということ。それから、諮問が出てきたという時系列で書いた上で、その後に日米局長級会議が行われて、そこで20か月という条件が加わったのは、この「食品安全委員会」に諮問した見直し内容を踏まえたものであると書いてあります。

そして、この諮問が出てから後、これは4ページの方になりますが、7行目から「国内対策の見直しの諮問に対する食品安全委員会の審議は、同年10月26日から開始され、食

品安全委員会の回答が2005年5月に両省に通知された」となっています。

要するに、日米協議が行われた経緯。そこで 20 か月が条件として了承された段階で、ここの審議はまだ始まっていなかったんです。そういった事実関係を明らかに書いたつもりです。

このタイトルが「日米協議の結果経緯」とおかしくなってしまっているので、私は、日 米協議をめぐる経緯としたらどうかと思います。

吉川座長 見え消しでないのであれですけれども、「同年 10 月 23 日」からが前回の書き出しだったんですけれども、この 10 月 23 日に至るまでの 2004 年 9 月からの経過を書き足されたということと、 4 ページの 1 段落目の最後のところの同年 10 月 26 日から開始されて 5 月 24 日の諮問に至るまでのところに正確性を期して、時系列でそれまでの経緯を書き加えたということです。ここは結果の経緯と言うよりは、日米協議をめぐる経緯という方がわかりやすいですね。

ここに関してはいいですか。もし細かいところで御意見がございましたら、また気が付いた時点で事務局の方に連絡をしてください。

それでは、その審議が始まるまでの経緯については、一応こういう形にするということで、「審議に当たっての基本方針」。

リスク評価はいよいよ生体牛に入るわけですけれども、「侵入リスクの比較」ということで、「生体牛の輸入」「肉骨粉の輸入」「物性油脂の輸入」「日本と米国・カナダの侵入リスクの比較」ということで、8ページの2.2が始まる直前までについて、ここに関しては基本的にはあまりいじってありません。カナダを足してあります。

随所に6ページの「リスク評価・生体牛」のところで「米国内生体牛」というところの次の段落の「カナダについても」というところはカナダの実際の飼育現状がそこに加わって、我が国の3倍規模の飼育頭数であって、またと畜頭数も大体3倍という母集団の規模の違いがあるということを考慮する必要がある。これはアメリカとの並びで書いてあります。

「生体牛の輸入」に関しては、事務局の方で私の書いたものに対して、細かい数字となぜそうなるかという簡単な数式を説明しやすいように入れてくれたということで、基本的には変わっておりません。

6ページの後半。「また、カナダからは」というところは全部今までカラムの中に入っていた日本と米国の比較、日本とカナダの比較というところの生体牛のカナダの部分をここに全部書き加えております。

結論とすれば、カナダの方は7ページの方の最後で、輸入リスクは日本の4~6倍です。 アメリカが1.5倍~7倍。

肉骨粉に関しても米国に関しては前回書いてあります。8ページの上段部にカナダについて、あの表をそのまま文章にしてあります。実質上、カナダは英国からの肉骨粉輸入がないということ。欧州からもほとんど輸入量がないということで、単純に比較計算をすると日本の5,100分の1という、リスクとしては実質上ほとんどゼロに近いということです。

動物性油脂が終わって、最終的にそこに「日本と米国・カナダの侵入リスクの比較」という格好で、カナダの部分が付け加わっております。

最後に「侵入リスクによる汚染規模は、輸入生体牛のリスクを重くみれば、米国が日本の約 1.5 ~ 7 倍以下と考えられ、カナダは約 4 ~ 6 倍以下と考えられる」ということで、 一応アメリカと並んでカナダの分析データをここに加えたということです。

ここに関しては、どなたか御意見ございますか。

甲斐(知)専門委員 済みません。戻って4ページの質問をしてよろしいでしょうか。 私はこれをざっと全部読み直して、ちょっと疑問に思ったんですけれども、すべての諮問 について、あちこちに書いてあるんですけれども、条件です。

例えば、4ページの下から3行目ぐらいに。この諮問は日本向けの牛肉輸出証明プログラムの と がありますね。その の方なんですけれども、「個体月齢証明等の生産記録を通じて20ヶ月齢以下を証明される牛由来とすること」というのが条件ですね。

そうしますと一番最後の内臓とか肉の議論のときに A 40 の議論をしていますね。この A 40 は生産記録を通じて 20 か月齢以下と証明されるわけではないから、何かこれが条件だとすると A 40 の議論は要らなかったのかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

条件に生産記録を通じて 20 か月齢以下と証明される牛とあれば、別に A 40 の議論は要らないのではないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

吉川座長 多分その月齢証明等というところに A40を含めているのではないかと。

甲斐(知)専門委員 そうではなくて、月齢証明の生産記録等を通じてならそうなんですけれども、月齢証明等の生産記録を通じてですから、生産記録で 20 か月齢以下と証明できるのであれば、肉の色とか軟骨などで 40 と証明する必要はなくなるわけですね。そうすると要らなかったのかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

吉川座長 これは私が直したわけではなくて、最初の諮問のときの答えにこう書いてあったんですかね。

ただ、多分実際に日米で協議をしたときは A 40 が入っていたと思うんです。わからないんですけれども、アメリカのシステムがそうなっているという議論があったのではないんですか。

梅田課長補佐 たしか、この文言については管理側からいただいた資料に基づいて記載したかと思うんですけれども、御指摘の点についてはまさにそのとおりで、後の方にも月齢判別の方法として生産履歴とA40というのを分けて議論していますように、2つの方法があるということですので、そういう点においては生産記録を通じてというのは要らないかと思います。

甲斐(知)専門委員 とても重要なところなので、簡単に答えないでほしいんですけれども。本当に日本向けの輸出プログラム上乗せの条件にどう書いてあったかというのがとても大事だと思うんです。本当に 20 か月齢以下というのをアメリカがちゃんと生産記録で証明して、それでよろしいのかなと諮問してきたのだったら、議論はもう少し簡単になるところがたくさん出てくるんです。

ですから、ここに等があるかというのは字 1 字のことではなくて、大事なポイントだと 思います。

梅田課長補佐 したがいまして、輸出プログラムを見ていただければわかるように、月 齢証明の方法については幾つか出ておりますので、そういう点では御指摘のとおり生産記 録だけでないという点で、この文言から削除した方がわかりやすいではないかと思います。

個体月齢証明等を通じてとするのか、個体月齢証明による生産記録等を通じてとするのかですけれども、ややこしいので、個体月齢証明等を通じてということでよろしいかと思います。

吉川座長 そうですね。実質のEVプログラムの5.2.2.2の枝肉の格づけを通じた月齢証明という項目が輸出プログラムの中に既に組み込まれていますから、今まで審議したのは間違えてはいなかったと思います。プログラムの中にA40というものが上乗せ条件として組み込まれております。ですから、この表現があまり適切でないということですね。

山内専門委員 この表現は直されるんですか。もう少し正確にちゃんと書いた方がいいのではないですか。2か所に出てくるわけですね。最初のところの日米協議をめぐる経緯でも同じ文言なんです。

梅田課長補佐 正確にと言いますと、輸出プログラムの中では月齢証明ということで、1つは個体の月齢証明、集団の月齢証明、それに枝肉の格づけを通じた月齢証明という3

つの方法があるということが記載されておりますので、それを引用した形で書き直したい と思います。

吉川座長 月齢証明等の生産記録及び枝肉の格づけを通じた月齢証明によって 20 か月齢以下と明示した方がいいと思います。そこは正確性を期してそういうふうにしましょう。ほかにございますか。今のところまではいいですか。

それでは「2.2 暴露・増幅リスクの比較」ということで、項目としては「飼料規制」「遵守状況と交差汚染の可能性」「特定期限部位(SRM)の利用(レンダリング)」「国内牛の暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)」ということで、サーベイランスの検証の前の12ページまで。ここについても飼料規制はやはリカナダ、9ページの後半です。「1997年8月」というところから初めてカナダの記載が書いてあります。

その前に私が書いたところの米国の飼料規制の内容で一項目増えております。・~・は 変わりません。

・に交差汚染防止のため、機材・施設の分離、または工程の洗浄の義務付けるというのが、このときの 97 年 8 月の法律に入っていたので、私は までしか書かなかったので、・にこれが入っていたということで、そのまま。

9ページの「飼料規制」の2番目の段落のところです。「米国は」という段落のところの・~・まで古いので書いてあったんですけれども、・が加わっております。

カナダをそこに書き加えました。日本については特に書き加えてはなかったと思います。 遵守状況についても、数字について事務局から少し、私がざっと 3,000 と書いたところを 3,288 と細かい数字に書き換えております。その程度で、あとはカナダに 10 ページの後半「カナダにおける飼料規制の遵守に関しては」ということで、カナダの記載がずっと続いております。

結論としては、米国・カナダでは現在の飼料規制の下では、割合で交差汚染が起こる可能性が今後も残るものと考えられるという考察になっております。

SRMの利用に関しては、ここは米国・カナダは特に差がないので、米国及びカナダという格好で、カナダはそのまま併記された格好になっています。

増幅モデルのシナリオに関しては一般論で、止められなかった場合、少しずつその効果が出てきたときにパターンが変わるという注意書きなんで、そのままで少し説明を入れて、図2の下に正確な数字を書いているわけではないので、これはやはり1つのモデルとしてのイメージであるということを明記した方がいいという山本専門委員の意見がありまして、私もそう思うので、イメージ図になっていますけれども、不連続不均一な散発的流行に入

ってきた場合、汚染頻度と汚染量の積が 100 であるときは元に戻るので、平均潜伏期を経て流行が繰り返され、このときの流行規模は変化しない。

しかし、その汚染量とか汚染頻度が減れば、当然流行規模は縮小するんだという説明を 入れておいた程度で、あとは大きく変わってはおりません。

特にいいですか。

山内専門委員 2 つあるんですが、まず 1 つは 11 ページの「特定危険部位(SRM)の利用(レンダリング)」のところですが、この文言の最後にでも、SRMの飼料への利用禁止は国際調査団も強く勧告していた点を付け加えた方がいいのではないかと。

例えば、なお、SRMの飼料利用は国際調査団も強く勧告していたところであるとか言ったような文言を加える方がいいと思います。

その次の「国内牛の暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)」のところ。これの最初の上3行。これは私が直したんですけれども、どうも日本では1頭の牛にある感染価が8,000と決まってしまったような受け止められ方をしているので、そうではなくて、これはEUの科学運営委員会で試みたリスク評価の結果、こういうふうに8,000という1つの仮定の数字が出てきて、そして、99.4%が特定危険部位にあるというのがEUの報告なんです。

吉川座長 わかりました。先ほどのは入れておきましょうか。国際パネルの調査団も同じようにこのリスクについて。

山内専門委員 かなりストロングリー・リコメンズと書かれていますので、要するに人とえさのフードチェーンに入れてはいけないということを強く勧告しているわけですから。 吉川座長 ほかにございますか。

もしあれば、また事務局の方に連絡をしてください。

ですから、そこのところを正確に直してあります。

それでは、「2.3 サーベイランスによる検証」ということで、「検査技術の検証と 比較」「米国サーベイランスの有効性」「カナダにおけるサーベイランス」「日本におけるサーベイランス」。佐多専門委員、横山専門委員その他の協力を得て、ここはかなり細かく書いてあります。

それから、「日本におけるサーベイランス」の後、「検査技術についての考察」ということで「1)サンプリング」「2)採材」「3)一次検査」「4)確認検査」。これはウエスタンプロット法と免疫組織検査法。最後に「5)最後の判定のための専門家会議」ということで細かく書かれて、各委員の意見を聞いて直してあります。

17ページの一番上のところまで、ここは佐多専門委員、横山専門委員にかなり書き込ん

でいただいて、前回に比べて随分と詳しくなってわかりやすくなっていると思うんですけれども、御質問あるいは書かれた先生方、何か補足はありますか。

横山専門委員 削除していただきたいところがあるんですけれども、16ページのウエスタンプロットのところで申し訳ありません。私が書いたんですが、ウエスタンプロットの2行目の後半から「カナダで行なわれるWB法は、上述のプリオニクスキットを用いた検査をしている」という、この一文を削除していただきたいと思います。

その後、佐多先生から書いていただいたように、OIE Manual の方法に準拠したウエスタンブロットを、これは実は資料の中でコンファメトリーの前と後というような書き方がしてあったので、どういうふうにとらえたらいいんだろうかと混同してしまったんですけれども、この検査法自体が既にカナダの研究の中で導入されていると理解する方がいいだろうということで、先ほどの一文は取った方がいいだろうと考えました。

吉川座長 わかりました。

佐多専門委員、手が挙がりましたけれども。

佐多専門委員 それはそれで結構だと思います。この表が入ってわかりやすくなったんですけれども。

吉川座長 米国におけるBSEサーベイランスとカナダにおけるBSEサーベイランス。 佐多専門委員 ただ、自分でもこの文章の中の数字とこの表の数字がなかなか一致しな いので、記述的に一致するように変えていただいた方がわかりやすいと。

吉川座長 わかりました。済みません、事務局、もう一回チェックをしてくれませんか。 多分ものによって4月で切ったり1月からとか、そういうのでちょっとずれているんだろうと。

梅田課長補佐 年次の違いとかございまして、表は前回議論した中でこの表を使った方がいいのではないかということがありましたので、それを使わせていただいたんですけれども、文章と整合性を更に詰めたいと思います。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 16ページの真ん中辺の「a)WB法」のところで、上から5行目ですけれども、「なお、上記OIE Manual に記載されているWB法はSAF Immunoblot であって、現在の学問レベルから見ると古い内容のものである」という表現はあまり妥当ではないと思うんですが、一応私は問題提起のつもりでこう書いたんです。日本のこういう専門家の方に意見を聞くと、やはりこのOIE Manual に書かれている方法は古いということは事実のようなんですが、ちょっとこう書いてしまうとまずいと思います。

それから、OIE Manual をよく見ますと、あそこに書かれているプロトコールは1つの例として細かく書いてあるわけで、同じ方法を米国が採用しているかどうかもわかりません。

したがって、例えば、現在日本で行われているウエスタンブロット法はOIE Manual よりもはるかに改善されているとか、何か表現を変えた方がいいのではないかと思うんですが、これはできれば専門の方の御意見をここでお伺いできればいいと思っています。

吉川座長 今のところはOIE Manual に準拠しているけれども、そこのOIE Manual に例示されている例というのはSAF Immunoblot であって、現在の方法から見ると古くなっているということは事実なんだけれども、ストレートに書くか、もう少し表現を和らげるかということですけれども。

横山専門委員 恐らくその辺りの説明にもなるかもしれませんけれども、実はこのOIE Manual に関して、私たちも日本のプロトコールをそこへ載せられないかというような提言はしているんですけれども、OIEの事務局の方が返してくるには、各方法はあくまでリコメンドとして1つの方法をそのマニュアルには記載していると。複数のものをここへ併記するとまたマニュアル自体の混乱を招くので、現時点ではそのマニュアルの中に複数入れることは避けたいと思っていると。

ただ、OIEのホームページからそれぞれの研究所へどんどんリンクさせるような形で、マニュアルから発生したものはどんどん取り入れていきたということなので、日本でも実は今、英語版の確定検査のプロトコールをつくっていますし、厚生労働省でも準備していただいているんですけれども、そこへこのOIEのホームページからリンクできるように、また動衛研のホームページにそれを付けて、また感染研、北大の方へもいずれお願いしようと思っていましたけれども、そういう形でマニュアルの補完というようなことは今、考えています。

ただ、山内先生のおっしゃるように、SAF Immunoblot 自体が方法論としては少し古い。または非常に大量のサンプルを必要として、例えば、と畜検査所で少しのピースしかないようなものに対して、すべて応用できるかどうかということを考えると問題があるというのは事実だと思います。

山内専門委員 今のマニュアルは 4 年ごとに改定されているものですけれども、2004 年に書かれたものが既に古い内容のものであったと。

今、横山専門委員が言われたように、ホームページ等でどんどん新しい方法まで公開されていくのであれば非常に結構だと思います。

吉川座長 どうぞ。

北本専門委員 もう一回戻しますけれども、答えにはなっていないので、私もこの文章 はおかしいなと思いながら見ていたんです。

まず1つは、OIE Manual にSAF Immunoblot という名称はあるんですか。

山内専門委員 あります。OIEはずっとそのBSEの項目を起こしたときからSAFという言葉を使っているんです。というのは恐らく背景には、プリオン説を受け入れないでSAFという言葉の方をとりたかった人がいたんだろうと。

ですから、当初はSAF/PrPと言ったような表現も使って、ずっとSAFは大体併用してきているんです。

北本専門委員 このSAF Immunoblot ですけれども、SAFの取り方も最初の例えば、10%メソッドから行くと随分変わっているんだと思うんです。今それはどのグレードのものなんですか。

横山専門委員 10%のサルコシルの方法です。

併せて少し補足させていただくと、英国がドラフトをつくっているんですけれども、昔ここは Immunoblot ではなくて、それこそ電顕でファイバーを見るというようなことを取り入れていて、それのピルフィケーションの方法をそのままウエスタンブロットに導入したというような形のマニュアルになっています。

北本専門委員 もう一つ伺いたいのは、世界のどこでもやっていないのかもしれないですけれども、今のプラステリアですか。最初の検査の感度と比べて、その確認検査の感度というのは低いのではないですか。確認検査になるのという。

横山専門委員 そこはおっしゃるとおりだと思います。日本の確定検査、ウエスタン部ロットはそこをきっちり詰めてあるというのは、やはり世界に対して誇るべき点だろうと思っています。

北本専門委員 別に誇らなくていいんですけれども、私が言いたいのは、どれぐらい古い内容のものなのかというのを明記すべきだと思うんです。SAF Immunoblot というのがあるとして、今、OIEがリコメンドしているとすれば、それは恐らくパトリシアマウスとかの時代の。

山内専門委員 多分、ディリンジャーの。

北本専門委員 ヘイノ·ディリンジャーの 1984 年の方法論を使っているというのを明記 すべきだと思います。

山内専門委員 細かくは書いていないから、そこまで読み取れないんです。ただ、マニ

ュアルに引用文献が出ている可能性がありますので、引用文献を調べれば。

北本専門委員 恐らく 10% メソッドであれば、その程度の古さだと思います。ですから、 そう書けば、現在のものと比べて古いというのは確かに皆さんが納得されると思います。 吉川座長 どうぞ。

山本専門委員 今の古い、新しいという御議論の中で、基本はその正確さとして、どちらが優れているかという話が根本にないと理解がしにくいわけです。新しいからいいとは限らないわけですから。

古い、新しいで議論をするときの書き方ではなくて、もう少しはっきりしているのであれば、これよりもどれぐらい感度のよい方法があるとかないとかですね。その方法は今までやられてきたけれども、この程度の感度であったというような記載の方がより正確に表現しているのではないかと思われます。

北本専門委員 そういうデータはありますか。あれば、私はそれでいいと思うんですけれども、同じ材料を使って、以前は何 mg まで、今はナノグラムまでというデータがあれば、それは日本のデータとして示せると思います。

ただ、そこまでのデータというのはないのではないと思うんです。感覚的にはあるんで すよ。

山本専門委員 そうしますと、古い方法であると記載することがどういう意味を持つのかということになるんです。

北本専門委員 難しいのは、そのスタンダードにしているものが同じでないんです。それがあればベストだと思います。

ただ、以前であれは、例えば、最小必要量を検出するのに異常プリオンタンパクを検出するのに 1 mg 必要としたのが、今は 1 μg でも大丈夫、〇コンマ何 μ でも大丈夫というレベルだということは言えるんですけれども、書けますか。

横山専門委員 難しいと思います。

吉川座長 そういう意味では技術革新であるとすると、それは非常に微量の出発材料から検出することは可能になったけれども、感度としてどれぐらいになったのかという山本専門委員のお答えにはならないという意味ですね。

北本専門委員 そうです。

山本専門委員 そうしますと、このリスク評価の文章の中にこれが入ってくる意味とい うのが検査法の精度の意味で入っているのか。ただ、使われている方法はこれですよとい うだけで入っているのか。リスクに関して、何か影響を与えるようなイメージがあるので あれば、そこの部分はもう少し書き込まなければいけないだろうと思ったわけです。

吉川座長 ただ、その感度の問題は非常にクリティカルですけれども、例えば、何かの 理由で 10 μ g しか材料が取れないけれども、診断しなければならない。

しかし、かつての方法では例えば、1 mg なければ診断できないということになれば、それはおはりそれだけのアドバンテージがあるわけであって、例えば、古い内容のものであって、多量の飼料を必要とものであるとか言って、書いておいてもいいのではないですか。

山本専門委員 それであれば、そのようなやり方の方がよくて、ただ古いということだけが。

北本専門委員 私は何年の方法論であって。

山本専門委員 ですから、その文献が引用できれば、当然いいわけです。

山内専門委員 文献はここにあります。今、見ていたらば、1995年と 1997年のディリンジャーのグループのがやはりありました。多分SAFというところで引用しています。

山本専門委員 ただ、何年のというのが出たときにも、先ほど座長がおっしゃったように何 mg、何 μg までの検出であったのが、今の方法でいくとこうなっているとかというとが付け加えられていれば、日本で使われている方法はこれぐらいの精度を持っているとか、評価がちゃんとできるというになると思います。

吉川座長 わかりました。

では、ここは文献の引用を入れてもらうのと、今言ったように何が違うかというのを少し専門家の言葉を聞いて、少し足したいと思います。いいですか。

山本専門委員 それと「5)判定のための専門家会議」という部分ですが、その判定は 日本では検査結果を総合評価して行わると。専門家会議のメンバーも公表されているわけ です。アメリカでは病理学者で、しかもそのメンバーは公表されていない。

そこまでは事実として書き込んであるんですけれども、その後の文章で「総合評価するために検査担当者以外のメンバーを含む複数の専門家の参画が求められるべきである」というところは、これは当然そういうふうにしていただきたいとは思いますが、実際にどういう状況になっているのかということをもしわかるのであれば、厚生労働省とか農林水産省の方で調べていただいて、状況を書き込むということが必要であろうと思います。

もしそういうことがないのであれば、複数の専門家の参画を求められるべきというリコメンデーションを例えば、結論の後のまとめの部分で書いておいて、管理はしっかりすべきだろうというような方向で記載するのがよりよいのではないかと思います。

山内専門委員 私も山本専門委員と同じ意見ですけれども、ウエスタンブロットに関しては、私は 13 ページに経緯を付け足したんです。

13ページの2つ目のパラグラフですね。「2005年6月、これら3頭について」というところで、その2行目の終わりの方から「上記の検査機関はWB法の設備・経験ともに欠けていたため、National Disease Center (NDC)で検査が行なわれ、1頭が陽性と判断された」。これが現時点の状態なんです。

だから、今までアメリカで検査機関となっていたところは、ウエスタンブロットに関しての経験も設備も何もない。それで National Disease Center の 1 つのラボだけができる。そこでやって、これをこれから普及させていこうというのが現状なんです。

そこまで書くかどうか。少なくとも、何々するべきであるといったような表現はまずい のではないかと思います。

山本専門委員 評価の中で書くのがまずいんで、例えば、リコメンデーションのところ に書き込むのは当然あってしかるべきだと思います。

吉川座長 わかりました。後で、まだ空白の「結論」「おわりに」というところがありますから、そこのときにこの項目について。

北本専門委員 1 つ。今、山内先生が説明された 13 ページのところの時系列は正しいんですか。その 3 頭でまず陽性だと出たのは、NDCでいいんですか。

山内専門委員 NDCでウエスタンブロットをまずやって陽性になったんです。それを確認のために、たしかイギリスへ送っている。イギリスではウエスタンブロットとIHCと両方とも陽性だった。アメリカの方はIHCは、本当は陰性ではなくて少し疑わしいという結果もあったらしいんですけれども、ともかく陰性と判定されていた。

イギリスで陽性となったので、新たに別の抗体でアメリカもIHCをやり直したら、IHCも陽性になったという経緯だったと思います。

吉川座長 いいですか。ほかにありますか。

また気づいた点があれば、繰り返しになりますけれども、事務局の方に御連絡ください。 それでは、17ページ「米国・カナダのサーベイランスデータの外挿」から 18ページの 最後の「2.4 生体牛リスクの総括」というところまで、ちょっと短かくて、さっき足 してしまえばよかったですけれども。

ここに関して、一応米国のに従ってカナダの項目を同じように調べられた頭数の方から 全体の高リスク牛の方に外挿して、日本のデータを用いて健康な成牛の比率の方に規模を 持っていって、最終的には同じ率で感染していれば、若齢牛を入れればどれだけになるか という全体を把握するという格好で、アメリカでやったことをカナダにそのまま当てはめて考えると、同じ汚染率を持つと考えると年間 360 万トンの若齢牛で 22 頭という結果になるということがカナダの分として付け加わっています。

しかし、この外挿というのは少ない頭数でやったので、参考にとどめておくべきであろうということは、カナダについてもアメリカについてもそのまま残してあります。

「 2 . 4 生体牛リスクの総括」については、特に書き直してはありません。カナダの ところを今までのカナダの分析のものをアメリカと並べて記載してあるという格好です。

甲斐(知)専門委員 最後のリスクの総括というのが、やはりこの2全体のまとめになってしまうと思うんですけれども、数としての大体の数というのを出しているのはいいと思うんです。絶対数。最後が と分けて、それでもまたこの頭数がアメリカの方が多いから、100 万頭当たりにすると「カナダが日本と同等、米国はやや少ないという可能性が考えられる」と、こう終わってしまっているんですけれども、これはその前のページのデータの外挿の最後でもありますように、検査技術の検証とか、サーベイランスということの影響が、この数値には影響しているので、この前のページは参考にとどめておくべであろうとしてありますけれども、やはり検査技術とサーベイランスの規模は違うということがあるので、参考というより、このまま受け入れられないということを最後に入れた方がいいのではないかと思います。

これはただ、100 万頭当たりで言えば、米国の方がやや少ないと最後の一行になって終わっているんですけれども、これはすべてその検査方法、検査技術、サーベイランスが関係して全部積み上げられてきた比較数値ですね。それは本文の中にはいっぱいありますけれども、この最後のまとめのところでは完全に欠落しているので、その言葉はもう一回ここで、1行ぐらいでいいですから、入れておいた方がいいのではないかと思います。

吉川座長 ただ、「生体牛リスク評価の総括」は、そういう意味では侵入リスクの上流から追ってきたものとサーベイランスの方から外挿して持ち上げていったものと両方をカナダとアメリカと日本について考察して、大体絶対評価で行けば数倍から 10 倍以下の規模になるという結論です。

ただ、後で輸入規制を考えるとアメリカあるいはカナダの牛を全部輸入するわけではないので、その一部を切り取ってくるという格好で評価するためには、絶対リスクではなくて、来る牛の中にどれぐらいの感染牛がいるかという相対リスクで評価をしなければならなくなるので、もう一回そのために相対的に 100 万頭当たりというふうに換算し直せばこういう可能性がありますよと。それは日本に輸入されてくるものについてのリスク評価。

ここでそういう意味でやっているのは、前半はアメリカとカナダ全体のリスクをやっているんですけれども、最終的には上乗せ規制で入ってくるものについてのリスク評価をしなければならないので、そのときには 100 万頭当たりどのぐらいかなということを知っておかなければならないので、ここでもう一回同じことをただ絶対リスクから相対リスクに書き直して説明しただけで、ただこれが決まり数字でないというのはそのとおりで、かなりの幅を持って物を考えなければならないというのは、上から下りてきた侵入リスクについてもサーベイランスから上げていった方についても、かなりの幅を持って物を考えなければいけないということは事実だと思います。

はそういう趣旨で、絶対リスクと相対リスクという物の考え方を整理しておかないと、 後で肉と内臓を失ったときに困ってしまうので、それに書き換えただけのことです。 甲斐(知)専門委員 ただ、その検査とサーベイランスを基にしたのだというようなことは 要らないですか。それが違うけれども、こういうのを基にして行った結果であるというような注意書きは要らないということですか。

吉川座長 だから、こういう数字になっているけれども、そういう幅のあることを考慮 しておかなければいけないということは書いておいてもいいかと。

甲斐(知)専門委員 検査はこの幅に入っていないのではないかと思うんですけれども。 山内専門委員 今の点は と というふうに分けるから問題が起こってくるのであって、 のところではデータが限られているとか検査技術の問題があると言ったような前提条件 があるんです。そこでその絶対数というものを推定しているわけです。

ところが、総対数の方はその前提条件が消えてしまっているんです。だから、 と を 一緒にして、文言をもう少し整理した方がいいのではないかと思います。

吉川座長 わかりました。

山本専門委員 そのリスクの総括の中だけではないんですけれども、 のところに「米国・カナダが日本より数倍高い」という表現と「悲観的には 10 倍くらい」という表現があるんですが、数倍という根拠になる数字があまりはっきり見当たらないわけなんです。ですから、これは高いか低いかということを比べてみれば高いと書く方が、そのまますぱっと切って数倍というのをなくして書いてよろしいのかどうか。恐らく私はそれでよかったと思っております。

10 倍くらいというのは上の 7 倍とか 6 倍とかいうのに比べて、更にまだ大きくなるというところの何か 10 倍になった理由というか、それが少しあればよろしいかと思うんですけれども。

吉川座長 わかりました。本当はこれは難しくて、要するにここの数倍はずれるだろうというのは 2001 年に日本が完璧に止めてからの減少カーブは、アメリカはやはり改定しているわけですから、あそこで書いたように、その効果は数倍というのは何倍かと言われても言えないんですけれども、多分かくっと徐々に両方下がってきて、日本はここで最後にぐっと下げた効果がある。

アメリカ、カナダはこのまま行っているので、ここの開きがどのくらいかというのが実は数で出すのは非常に難しくて、もう片方の侵入の方では 1.5 ~ 7 あるいは 4 ~ 6 ということになっているので、もしそこの 4 年間の差がその 2 倍くらいであれば 10 倍くらいかなという数字であって、そんなに数学的根拠がある数字ではないんです。

でも、高いと書いても、高いのを含めて考えるならどのくらいかということもまた。

山本専門委員 ですから、数倍というのははっきりとした数字は出ませんけれども、ある程度高いわけですので、それはわかるんですけれども、どうしようかな。

吉川座長 だから、そういう意味で、その 10 倍ぐらいと言っているのは 7 倍よりは高いだろうという。

山本専門委員 例えば、高いという表現をしないのであれば、日本は何コンマ何倍に落 ちたということは計算を我々はしたわけですね。

吉川座長 しなかったんです。なぜ、しなかったのかと言うと、96年からの効果についてはヨーロッパのモデルをやったんですけれども、本当のリアルバンの効果を読めるのは、まだスイスとイギリスだけだったんです。それでヨーロッパも含めて時期尚早なのでと言って、あのとき計算しなかったんです。最終的に日本がどのくらい最後のカーブで落ちたかについては、それより低いだろうで止めてしまったので、今、苦しんでいることになっているんですけれども。

山本専門委員 そうしますと、ここの部分というのは本当にSRMを飼料として回しているというところの減少効果がないという部分ですね。そこをはっきりと高いと残せるかどうか。

吉川座長 それは私は高いと思いますけれども。同じであるはずはない。片や利用しないで全部焼いているところと、飼料に戻ってくるリスクのあるところは同じ減少カーブで行くとはとても思えない。

山本専門委員 そうですね。そうすると、ただその高いというのだけを書くと、今度は どのくらいというのがありまして、ここは表現的には難しいという気がしております。

吉川座長 わかりました。

北本専門委員 まさにそのことなんですけれども、だから、今後もサーベイランスは必要だという文言を書くべきではないですか。

吉川座長「おわりに」のところには絶対に入れることは事実です。

北本専門委員 そこがものすごく大事で、例えば、今の時点とこれから将来の時点を見越したときに、日本はどんどんクリーンナップが進んでいくと。だけど、クリーンナップされる可能性の低いところを残している国と随分違ってくると思うんです。

現時点で比較すれば、こういうふうに言えるだろうと。100万頭当たりも言っていいだろうと思うんですが、それは保証はされない。

ですから、そのサーベイランスというのは非常に大事だと。

山内専門委員 それと、やはり両国間の差というのがこれからもっと開いていく可能性 もあるわけです。日本の方はどんどん減っていくと。アメリカの場合は今のままであれば、 悲観的なシナリオを立てれば増幅して増える可能性だってあると。

吉川座長 それはところどころには皆さん書いてはあるんです。

山内専門委員 ですから、総括の中に何らかの形で文言として入れられないだろうかということです。

吉川座長 わかりました。今の2点は、もし御意見があれば、こういうふうに直した方がいいという具体的なのがあれば、事務局の方に知らせていただければと。

山本専門委員 ちょっと前に戻って申し訳ないんですが、8ページの「日本と米国・カナダの侵入リスクの比較」のところです。

下から7行目の真ん中辺から「輸入生体牛のリスクを重く評価すれば」という文章が入っているんです。これは括弧の太字の中の文章にそのまま入っている文章なんですけれども、上の段落の中にはこの文章が入ると評価のための事実を記載する文章の中に評価が入っていることになるので、この部分は取っていただいて、括弧の中だけ残すとしていただきたいんです。

吉川座長 わかりました。

梅田課長補佐 座長、よろしいですか。

今の御指摘ですけれども、文章中の「輸入生体牛のリスクを重くみれば」ということで書いてあるところは、1.5~7倍の規模の汚染を受け、カナダは4~6倍という汚染というのと、括弧の中は「以下」というのが文言上違っていまして、それはトータルで見た場合に肉骨粉、油脂を考慮すればということが、この「以下」の中に反映されているという違いがあるかと思います。

吉川座長 済みません。私も自分で書いて忘れていました。これは章総括みたいなものであって、リスクの比較ですから、それぞれの項目についてやってきて、生体牛ではこうだった、肉骨粉ではこうだったと。

山本専門委員 わかりました。では、残していただいた結構です。

吉川座長 それでは、申し訳ありませんが時間の後ろの方が決まっているので、もし今の言われたところは検討して、また委員の意見を聞いて表現を適切にしたいと思います。

前回は第1回目のたたき台ということで、かなり書き方そのものについてもありましたので、山本専門委員ほか、いろんな意見を聞いて、項目もかなり整理しました。箇条書き的なところもコピーペーストのようなSRMの検証のところとかありましたので、一応文章型にするという格好で後半部をかなりふくらませました。

5分くらい休んで後半の議論にしましょうか。

では、この時計で50分まで休憩を取って、後半のたたき台の議論を進めたいと思います。

(休憩)

吉川座長 それでは、一応、この時計で 50 分になりましたので、審議を続けたいと思います。

小野寺専門委員 ちょっと、よろしいでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 若干前に戻って申し訳ないのかなという気もするんですが、15ページはまだ一応議論している最中ですね。「1)サンプリング」についてです。

サンプリングについて、下から6行目か7行目に日本のことが書いてあるわけですけれども「24か月齢以上の死亡牛の全頭検査(1.5年間にわたり実施)により、ようやく推定可能となった」と書いてあるわけですけれども、これは「1.5年間にわたり」といちいち言う必要があるか。前の4年間というのもそうなんですけれども、何となくこの期間さえやれば推定可能であると読み取れないこともないこともないんですけれども、ちょっと細かく書き過ぎかなという気もするんです。

なぜかというと、アメリカはサーベイランスに関しては 1.5 年間さえやればいいと言っていますから、あえて 1.5 年を言う必要があるのか、そうすると、その前の 4 年間というのも問題にはなりますけれども。

吉川座長 なるほど、多分書いた方は、そういう趣旨で書いたのではないと思うんです。 このとおり、やっとここまで来たのであって、サーベイランスにこのぐらいの体制を取っ て、やっとここまで来たんだということが言いたくて、これだけやれば十分データが集ま るんだという趣旨で書いたんではないと思いますけれども、そういう解釈をされますかね。 梅田課長補佐 そうしましたら、ここの文言は、これまでということでよろしいんです か。

吉川座長 小野寺専門委員のように取られると、確かにこれだけやればいいのかと逆に 取られると、言いたかったことはそうじゃないと。わかりました。

それでは、よろしければ、18ページの「3 リスク評価・食肉・内臓(汚染率・汚染量)」というところで、と畜検査の項目で「トレーサビリティ(月齢確認)」。それから「と畜頭数(年齢、種類)」「3.2 と畜前検査(高リスク牛の排除)」。20ページの「と畜場でのBSE検査(スクリーニング)」、21ページの1行目まで、ここはかなり書き足しました。

それと、同等であるというような書きぶりで、評価をここに入れるのは、前回の議論で やめましょうということで、それは後の総括の方に持っていくような格好で、とりあえず 事実の分析とその比較という格好で書いてあります。月齢確認のところから、大分書き加 えてあります。

特にA40について、この調査会に来る前の専門委員会の方でのこのデータについてどう解釈するかという議論がされていて、最終的に専門家としては、このデータの信憑性については、信ずるに足るという結論ですけれども、それがどのぐらいのリスクを持つのかは、専門調査会の方で背景のリスクから全部含めて、もう一回評価すべきであるという格好で、ここで投げられているというのが実態です。

前回のところから大きく足したところは、A 40 で 99%の信頼度で 2004 年 11 月 4,500 頭、サンプル使用は月齢追跡の明らかな 3,338 頭を対象に分析したという格好になっていますけれども、追加は 439 サンプルを加えた場合は、99%の信頼度で 0.95%以下になるということで、それが実際にアメリカの規模に適応して A 40 というものを考えたときに、どのぐらいのリスクを持つのかということを議論してこなかったので、それを数字に当てはめた方がわかりがいいだろうと思って計算したのが、これです。

と畜牛の 90%を占める 2,510 万頭が若齢牛だというのは事実で、一応、現在その 10% が A 40 の枝肉規格判定を受けるということになっているということで、単純に 251 万頭になると。

99%の信頼度で 1.92%以下、追跡調査は 0.95 ということですけれども、その危険性で 2 1 か月以上の牛が入ると逆に解釈すれば、その頭数というのはどのぐらいかというと、年間 4 万 7,000 頭という数字になると。

年間 4 万 7,000 頭が、もし 20 か月を超えているとすると、それはどれだけのリスクを持つかということですけれども、先ほど相対評価のところで切り取ってくるからという話になりましたけれども、100 万頭に 1 頭以下という相対リスクで考えれば、年間 4 万 7,00 0 頭来る中に感染牛が 1 頭入る確率というのは、20 回に 1 回ということは、20 年に 1 回以下、追跡調査の方のデータが正しいとすれば、40 年に 1 頭入ってくるかもしれないというのが A 40 の持つ不確実性という心配していた内容なんですが、説明を新たに入れてあります。 実際には、月齢証明の方が甲斐諭専門委員の報告どおり進んでいるので、実際には、A 40 から出生月齢のわかった方にシフトしていけば、この確率はもっと低くなるということも考えられるかもしれません。

それから、と畜頭数の中に、甲斐諭専門委員が前から肉牛と乳牛のリスクの違いについてコメントしておいた方がいいのではないかということを言われていて、どこに入れていいか少し迷っていたんですけれども、と畜頭数の中に、飼育様式の日本と米国とカナダの違いというのを少し加えて、最後に三者の違いがあると、と畜牛でも違いがあるということです。

端的に言えば、日本は両国に比較すると、経産牛の乳用牛が多いということです。英国の疫学データ、日本のBSEの検査データ、日本の場合は20例のBSE陽性牛のすべてが乳用ホルスタイン種で、18例が乳用経産牛で、2例は雄の肥育牛ということ。

それから、出生後の人工乳の給与といったような飼育様式の違いによるリスクの差を考えると、肉用種は乳用種に比べて、若齢牛は経産牛に比べてリスクは相対的に低いと考えられるということをここに付け加えました。というか、別のところに書いていたのを持ってきたということです。

「3.2 と畜前検査(高リスク牛の排除)」。これも前回にかなり議論になったんですけれども、加わった部分は、米国・カナダの大規模と畜場と日本の大きなと畜場と1日の処理頭数が違うために、1頭にかかる時間が違って見落としが多いんじゃないかというリスクどう考えるかという議論があったと思うんですけれども、それに関して、米国・カナダのと畜場は1日当たり約5,000頭を1つの流れで検査して、検査員は2シフトという報告書になっていて、1人当たりの検査頭数が2,500頭と、1時間当たり300頭として8時間で終了というシフトになっているわけですけれども、それを考えると、基本的に1頭で約十数秒、大体12~13秒ぐらい。

それに対して、日本の停留所でも目視検査というのは、最大規模のと畜場で、最大約 40 0 頭を 3 つの流れで計算している。 1 つの流れの最大処理頭数が 175 頭、これが 2 つ。 もう一つは、150 頭規模ということで、400 頭処理しているわけですけれども、多い方の 175 頭の 2 つについては常時フル稼働して、150 頭の流れの方は 50~100 頭と。1 つの流れに 1 人の獣医師が当たって、基本的に午前中の 4 時間の検査ということで、1 頭当たりのと畜前検査が大体 80 秒と。

したがって、両者には違いがあるということは事実で、目視検査に要する時間の違いによって、米国・カナダの大規模なと畜場では異常牛が見逃される危険性があることは否定できないと。では、この危険性がどういうものになるかということです。

そこに高リスク牛が健康と畜牛に比べてBSE陽性率が高いというのは、サーベイランスデータで既に出ていて、日本では 12.5 という係数を使っていましたけれども、したがって、と畜前検査というのは重要であると。ただ、今度の輸出プログラムというものを考えると、このシナリオが成り立つのは 20 か月以下のBSE感染牛で神経症状を呈していて、と畜前検査で見逃された場合に初めてリスクに入ってくるということを考えると、現実に考えたときに、その可能性は極めて低いのではないかと。

前に議論した臨床例というのでは、英国のBSE疫学データのピーク時のときに、18万頭中の2頭というケースはありましたけれども、アメリカの背景汚染を考えれば、恐らくこういうケースはほとんどないと考えていいのかなということが、前回の議論の中に対して、実際、そういうシナリオを考えたときにどのぐらいのリスクだろうかということを説明した方がわかりやすいかと思って、そこをかなり付け加えました。

あとは、スクリーニングですが、これはやっている、やっていないですから、全然違う わけです。

スタンニングは、内容は変わっていません。少し文章を変えただけです。ボルトである ということなので、ボルトにしました。

ピッシングは、それほど変わっておりません。これは日本の方はリスクが高いということです。ただ、実際にはスクリーニング検査で回避するという方法を取っていることになるということです。

それから、SRMの除去に関しては、特に上の項目は変えてありません。細かい部分が ちょっと付け加えてあります。

それから、日本も特に大きな追加はありません。

最後にSSOPとHACCPに関して、前に 1,036 件の違反確認について細かくカラムで一個ずつ書いてあったんですけれども、前後と合わせるために、内容は変えないで、そこに 1,036 件の違反の内訳を・、・、・という格好で箇条書きにしてあったものをまとめ

て文章にしたという程度で書いてあります。

ついでに食肉と内臓の汚染リスク、そこは後にやりましょうか、済みません、私、20ページと言いつつ、ついつい直したところを説明していたら行ってしまいましたけれども、3.2の22ページの真ん中までに関して、基本的に大きく付け加えたのは、今の2つの項目の現実的なシナリオとして考えたときに、どんなシナリオになるだろうかという分析が増えたぐらいで、あとは特に大きく変わったところはありません。

どうぞ。

甲斐(知)専門委員 「3.2 と畜前検査(高リスク牛の排除)」のところは、ちゃんとかなり書いていただいて、大変わかりがよくなったと思います。

確かに、と畜前検査では 20 か月以下で見つかる可能性は非常に低いので、これでいいと 思うんですけれども、書き換えていただいた計算の 2 番目のパラグラフですが「米国・カナダの大規模と畜場においては」のところですけれども、これは調べて書かれたのでしょうか、それとも日本で計算として書いたんでしょうか。

質問の意味は、2番目のパラグラフの3行目の「8時間で終了する」と書いてあるところなんですけれども、日本は当然と畜前検査の後、と殺解体を行いますから4時間でやっていますし、無理なような小さなと場では前日に入れて検査しているとか、そういうことをしていますね。

アメリカは、そうじゃなくてその日にやっているのかと思っていたんですけれども、 8 時間全部見てしまうと、と殺・解体できないですね。

吉川座長 ローテーションでやっているんです。

甲斐(知)専門委員 そうすると、1人当たり。

吉川座長 1人当たりが8時間です。

甲斐(知)専門委員 ということは、1人が8時間見るということですか。

吉川座長 はい。その次の人がまた8時間夜中に見ていると。

甲斐(知)専門委員 夜中に見ているんですか。

吉川座長 はい。

甲斐(知)専門委員 そうすると、ずっと見ているんですか。

吉川座長 16時間で8時間はセットに休んでという格好で、3つに切って回転しているみたいです。

甲斐(知)専門委員 これは本当に1人が8時間見ているということなんですか。 山本専門委員 報告書から考えられるのは、そういうふうにしか読み取れません。 甲斐(知)専門委員 この前出た報告書はよくわからなかったんですけれども、あれかからは計算ができなかったんですけれども。この前の報告書に8時間と書いていなかったですね。

山本専門委員 この前のといいますか、どの報告書だったかな。

甲斐(知)専門委員 前回出たのには、時間数とは書いていなかったんです。前回御説明いただいたのは、1と場当たりの頭数と審査員が何人か、1人か2人で5,000 頭とか、そういうことしか書いていなかったので、8時間で見ているとか、そういうことは一切書いていなかったんです。質問したことに対しても答えがなかったので、つまり、書いている文章に勝手に計算した値が載るんではなくて、正確なことであるかどうかを知りたかったんです。

山本専門委員 この 8 時間というのは、甲斐先生の前回報告されたものではない、もう一つ書いてあったと思うんですけれども、 2 シフト制のと畜場を見ておられる報告書がありまして、エクセルフォートモーガン工場というものの報告書の中にありまして、それが朝の 5 時半から午後の 2 時半までが第 1 シフトで、第 2 シフトは午後 2 時半から夜 11 時までであるという報告がありましたので、それに基づいて計算しますと、 8 時間ということになります。約 300 頭を 1 時間に検査しているということが書いてありました。

5,000 頭というのは、およその頭数ということになりますので、1 時間約 300 頭で検査 していくと、数十秒しか見ていないということになります。

甲斐(知)専門委員 アメリカの報告書にそう書いてあるなら結構です。

吉川座長 私も、この前見たときにびっくりしたんですけれども、単純に計算したときに、1日どうしているんだといったら、そういうシフト制を敷いていると。ほとんど流れ作業みたいな格好で。

済みません、どうぞ。

北本専門委員 ものすごい細かいことですけれども「すなわち」の後で「約十数秒になる」というのは、どう計算しても 12 秒ですから、約 10 秒になるでいいんじゃないですか。

吉川座長 約12秒で書いていいんですけれども、約80秒と書いてありますから。

山内専門委員 8時間ずっとやった場合ですね。8時間フルに、でもシフトの間中それをやっていたら、と畜解体をする時間がなくなってしまうわけだから、現実にはマキシマムですね。

山本専門委員 約8時間という長さの全部を見ているということになりますと、恐らく 最後の牛が解体する時間がなくなってしまいますので、もう少し前に終わっているんだと は思います。

吉川座長 どうぞ。

北本専門委員 ここは、やはり十数秒というと、いかにも見ているような感じがしますけれども、約 10 秒と書くと見ていないんだなという気にもなります。

吉川座長 わかりました。

北本専門委員 10 秒間というのは、結構長い時間で、歩いていく牛を見ていると、割と その歩様というのはわかるんではないかという気はします。

吉川座長 少し正確にわかるように書きます。

どうぞ。

山内専門委員 まず、19ページの「トレーサビリティ(月齢確認)」のところですが、ここではA40の話だけなんですが、諮問にあったとおり、生産履歴等からの月齢証明がある牛というのも当然対象になってくる。内臓のところでは、そうではなければできないわけですから、その事実は、やはり文言として入れた方がいいんじゃないか。

要するに月齢証明できる牛があるということ。

ただ、その月齢証明がどれだけ信頼性があるかということまで、ここで評価するかどうかというのは、今まで議論していないし、それは無理だろうと思うので、多分、それをそのまま受け入れるというんであれば、事実だけをここに書いておいた方がいいと思うんです。

あとで、内臓のところに出てくるんですけれども、内臓のところでは、不可能となっているんです。 A 40 では不可能となっていて、生産履歴のことは書いていないので、そうすると全体を通して見ると、内臓はもうだめですいうことになってしまうと思います。

それから、20ページの一番最後の「と畜場でのBSE検査(スクリーニング)」のところですが、これは下のパラグラフで「米国・カナダでは事実上」云々で「検査によるリスク回避は不可能である」と、これはいいんですが、その以下の「しかし、今回の日本向け輸出プログラムの対象となる 20 ケ月齢以下でと畜される若齢牛では、BSE検査により発見される可能性は非常に低い」と、こんな評価はここでやる必要はないと思います。これは前のところで検査によるリスク回避はできませんということで終わるべきだと思います。

吉川座長 わかりました。最後の比較の評価のところで入れた方がいいのかももしれませんね。

山本専門委員 しかし、実際には日本向けの輸出プログラムで、検査ですか。

山内専門委員 検査しないのに、ここでその評価をすること自体がおかしいんではない

かと。

もう一つ、今度は 21 ページの「SRMの除去(せき髄除去と枝肉洗浄後の確認)」の点です。

最初のパラグラフの最後で「米国・カナダでは食肉検査官(獣医師を含む)が目視によるSRMの除去を確認している」と書いてありますが、これまで出されている資料にそんな文言はありましたか。

吉川座長 これは、甲斐先生の報告書か何かだったように思いますが、違いますか。

山内専門委員 いや、米国政府から出ているのでは何も書いていない。それから、私が アメリカでと畜場に入ったときには、やはりやっていなかった。そういったことは作業員 だけがやっているということです。

それと、関連してくるんですが、その次のパラグラフで、下から2行目「2~3人の従業員が」という主語でもって、背割り後に吸引機を用いて、脊髄を除去し、枝肉を洗って、そして洗浄後に脊髄片の付着がないことを確認しているという表現があるんです。これは、ちょっと文章が長過ぎるぐらいややこしいんですが、この文章をもしも確認のところだけに絞れば、従業員が脊髄片の付着がないことを確認していると読み取れるんです。

これは、確認しているかどうかはともかくとして、ここは従業員だけがやっているのが 事実だろうと私は思います。ですから、上の方の文言と、下の文言と、この辺を整理し直 す必要があると思います。

吉川座長 わかりました。ここは多分、甲斐専門委員が前に書いてくれたんだろうと思 うんです。

山内専門委員 ただ、この間米国における獣医師もくしは検査員の役割というのを資料を出してもらいましたね。あの中にはそんなことは書いていなかったと思うんですが、どうですか厚労省の方は。

道野輸入食品安全対策室長 私の方から今まで説明してきた内容としては、検査員は何もしていないというのは、ちょっと何ですけれども、日本も本当はそうなんですけれども、施設側にSRMの除去を確実にするという施設側に義務がかかっていて、それの検証を行政側が行うというのが本来のシステムですし、アメリカの場合も出させていただいた資料にもベリフィケーションだと説明していると思います。だから、1頭1頭インスペクションしているというわけではないんです。

山内専門委員 ただ、日本の場合には、厚労省のこれまでの説明でも、獣医師が脊髄を 取ったことを確認しているということになっていますね。 道野輸入食品安全対策室長 それは、処理をした後の枝肉の最終的な検査があるわけです。その際に、リンパ節とか、そういったものを見る際に併せて付着していないかということを見るわけですけれども、それは検査なのかベリフィケーションなのかというのは微妙なところがありますけれども、1頭1頭確認をしていると説明しております。

吉川座長 どうぞ。

山本専門委員 前段階の米国・カナダで食肉検査官の目視によりというところが、ちょっと引っかかって、1頭1頭の検査を立ち会ってしているようなことになりますので、そこのところをもう一度確認しまして、ここは検証作業としてやったということを検査官がもう一度やったんだねという確認の意味でという意味。

山内専門委員 それは、枝肉の段階でやっているわけですか。

山本専門委員 いや、除去されているという文章を見て、それと整合性があるかどうかということを確認するというようなものも含めて、ほかの省庁でも除いたとか、そういうことも確認しているはずなので、そこのところは、検証作業としてという意味で書き込むか、そこのところを除いてしまうか、その辺はもう一度調べさせていただきます。

それで、下の脊髄の除去が枝肉に脊髄片が付着するかどうかというところの確認という ので、別に書き込んだ部分があります。

ですから、ちょっと段落が切れている部分からは、脊髄片が最終的に枝肉に付くかどうかという部分で書かせていただいたと。

山内専門委員 背骨の方に脊髄が残っていないかということの確認は。

山本専門委員 それは、実際の米国・カナダなどでは従業員ということになるわけです。

吉川座長 ここのところは、きっと甲斐専門委員はよくわかっていると思うので、彼が実際に見てきたものを含めて、脊髄が脊柱に残っているかどうかをどういうシステムで、どういうふうに確かめているか、だれが確かめているのか。それから、枝肉になったときに、もし脊髄片が付いている、付いていないということの有無について、だれが、どういう立場の人が、どういうふうにしているのかというのがわかれば、そこを少し正確に記載してもらった方がいいと思います。

山内専門委員 今の点で、厚労省の方にもう一度確認したいんですが、前に日本のと畜場の実態の説明をと畜場の方がされたときに、獣医師が脊髄が完全に取れていることを確認していますということであったと思うんです。それは事実ですね。

道野輸入食品安全対策室長 それは、平成3年の10月だったと思いますけれども、例の特定危険部位の管理要領というのを私どもの方で自治体に通知を出しておりまして、枝肉

の検査の際に除去されているということを確認してくださいということの指示を出してお ります。

山内専門委員 それは、枝肉の検査ということであって、背割りをして脊髄を取りますね、背割りの前に取るかもしれないし、とにかく背割り後の確認というのはどうなんですか。

道野輸入食品安全対策室長 今、申し上げたのはそのことです。枝肉の検査というのは、背割りをした後で枝肉になるわけですから、最終的にリンパ節とかの検査を本来しておりますので、その際に付着していないかどうかということを確認してくださいということを通知しています。

山内専門委員 ただ、枝肉といった場合に、背割りをした後からずっと枝肉になってしまうと、加工場というか、別のところへ枝肉がいって、そこで脊髄が取れているかどうか確認しているとも取れるんですね。アメリカの場合に、そういうことなのかなと私は理解したんですが、その点がどうもアメリカの規則と日本の規則と、枝肉ということだけ言ってしまうと同じように思えるし、その実態がよくわからないんですが、そこはどうとらえたらいいんでしょうか。

道野輸入食品安全対策室長 アメリカの場合も同じように枝肉の検査をやる、それはまさにミート・インスペクションの中だと思うんですけれども、ただ、検査員の役割というものは、ミート・インスペクションの実施と、もう一つは施設の衛生管理プログラムの検証のわけです。

厳密に言うと、アメリカはそこの区別がかなりはっきりしていて、施設側にSRM、と 畜場にはSRMの除去の義務がかかっているわけですから、あくまでその責任はと畜場に ある。それを検証するのが行政だということで分けられていまして、日本の場合には、そ こは少しごちゃごちゃになっている部分があるんですけれども、確実に確認するために、 検査員に併せて確認してくださいと、そういう通知を13年10月に出したわけです。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 と畜前検査の方なんですけれども、ちょっとミスタイプもあるということなんですけれども、1つは「と畜前検査により摘発された中枢神経症状牛、死亡牛」云々と書いてあるんですけれども、これは多分、農場及びと畜前検査によりということだろうと思うんです。

その後に「高リスク」と書いてあるけれども、これは高リスク牛はということです。 吉川座長 どうぞ。 堀内専門委員 今のと畜前検査のところで、ちょっと引っかかるところがあるんですけれども、かかる時間と頭数で見逃される、見逃されないという論旨はちょっと片手落ちかなと思うんです。これは行動異常を見るわけで、広さとか、もろもろのファクターがかかってくるので、これは事実だけを述べておいた方がいいのかなと。1頭にかかる時間です。それが一点。

ちょっと、これは厚労省側に確認なんですけれども、日本でもと畜前検査で、病畜として分かれてくる牛があると思うんですけれども、病畜で区別された牛は、全部食用に回らない前提で病畜に入っているのかどうかをちょっと確認しておきたいんですけれども。

道野輸入食品安全対策室長 それは違いまして、生体検査で、要するに廃棄対象になる、例えば炭疽だとか、勿論BSEも含んでいますけれども、そうでなければと疑わなければ、と殺をして検査をするということになります。

アメリカの場合には、BSEで言うならば、死んでいる牛、死にかけている牛、それから歩行困難牛を見分けるための、BSEの観点で言えばですね、そういう観点でやっています。そういう検査基準でやっていますから、それではねているアメリカと、日本の場合には、一応最後まで検査をしていって、食べられるか、食べられないかということを追及していく検査をするというのと、少し前提条件が違うことは違うと思います。

堀内専門委員 実は、そこら辺のところも少しはっきり書いておいた方がいいのかなと。 いわゆる、日本では股関節脱臼なんていう牛が多分入ってきていると思うんです。それは 普通に考えれば股関節脱臼で立てない歩様異常があるわけですけれども、それはある意味 検査をして食用に流れている部分がありますので、そこは、今、御説明があったように、 アメリカと同等ではないと理解した方がいいんじゃないかなと思うんですけれども。

山内専門委員 と畜前検査の同等制ということから行くと、やはり獣医師がやる場合と、アメリカの方の検査員、これは有資格者ということで、前回いただいた資料を見ると、1年間食肉関係の企業で働いた経験のある、必ずしも生きた動物を全部見ているとは限らない、とにかくいろんな形で食肉の仕事に関わったことのある人が4週間のトレーニングで資格を取っているんです。

ですから、そういう人が異常を見つけ出す能力と、獣医師の能力というのは、本当は同列ではないと私は思うんです。ただ、そういった文言まで書けるか、また書く必要があるかはともかくとして、印象としてはそう思います。

吉川座長 厳密に、すべての項目をそういう意味で、同じレベルで全部を比較するというのは多分不可能だとは思うんです。と畜場も違えば、本当に大学出たての獣医がどのぐ

らい優秀かという問題だってあるし、決して獣医でなくたって、何年も見ていた人は、さっと見ればすぐにわかるじゃないかと、その係数をどうしてくれるとか言っても、これはやはりとても無理で、単純に物理的にこなせる最大限というものを比較したときに時間的に違いがあると、これは事実だと思うんです。スキルはどうかということは別としても、片や 175 頭を 4 時間でやり、片や 8 時間で 2,500 頭を見なければならないというものの中にはリスクの差があるだろうということは、やはり指摘しておいてもいいんじゃないかと。

ただ、今回の輸出プログラムというレベルで考えれば、そういうシナリオはほとんど成り立たない。ただ、アメリカだけのことを言えば、それは 20 か月以上の牛も検査なしで食べているわけですから、本当はここでかなりプロが排除しないと、人ごとながら危険ですよということはあるけれども、それは今回の評価に直接響いてこないということで、こういう文章にしたんですけれども。

どうぞ。

甲斐(知)専門委員 21ページの「SRMの除去(せき髄除去と枝肉洗浄後の確認)」の中の6行目の「なお」の1行なんですけれども「なお、大手パッカーは、現在でも全頭から全てのSRMを除いているとの報告もある」。何かちょっと浮いた感じがするんですけれども、この「大手パッカーは」と書いているのは、例えば一つのということですか、それともすべてのパッカーがなのか、全頭からすべてのSRMを除いているというのは、事実として認めていいのか、ちょっとここの文章だけ1行浮いているというか、あやふやな感じがするので、はっきりしないんであれば、1行なくてもいいんじゃないかと思うんですけれども、必要だから入れたんでしょうか。

吉川座長 これは、甲斐専門委員が前のたたき台のときに書いてくれたもので、特に委員から意見がなかったので、そのまま生きているというだけで、何か大規模になったので、1頭あるいは数頭のSRMを取るために、全部のシフトを止めるなんていうことは時間の無駄なので、そういうものが入ってくる率のすごく少ない大手パッカーは、全部無差別に取ってしまっているということを報告していたんだと思います。プレゼンテーションをしたときです。それをそのまま書いてくれたものだと思うんです。

わかりました。これは言われた意味はわかるので、大手パッカーはというのは、どのぐらいのものなのか、少し甲斐専門委員に尋ねてみます。必要があれば残しますし、そうでなければ、どうぞ。

道野輸入食品安全対策室長 恐らく、大手パッカーがみんな除いているのは、例えば脊髄とか、もともとアメリカで可食部分と見なされていないものの話だと思いますし、ただ

DRGはどうだというと、やはりそれはTボーンステーキなり何なりになっているわけですので、そういう意味で言うと、必ずしもSRMというのは、すごく範囲がはっきりしない中で、こういうふうにみんな取っているというのは、ちょっと事実関係として言い表わすにはもっと本当は詳しく書かなければいけなくなるんではないかと思います。

吉川座長 わかりました。ここについては、もう少し事務局と甲斐専門委員との間で事実と正確に記載できるように検討します。

ほかにありますか。

横山専門委員 ピッシングのところの一番最後の一文は、削除するべきなんではないかと思うんですけれども。

吉川座長 そうですね、これはこの前に総合評価の方に入れようといって、そのまま残っていましたけれども。

どうぞ。

北本専門委員 19ページの「トレーサビリティー(月齢確認)」のところに戻って恐縮なんですが、それの真ん中よりやや上に「2004年 11 月に約 4,500 」と、A 40 の記載のところなんですが、皆さん、これはよくわかりますかね。99%の信頼度で 1.92%以下であるとか。これはかなり確率のもので、私が厚労省に質問しようと思っていたのは、1.92%の内訳というのはどんなのかと。自分で調べてわかったんですけれども、米国・カナダ諮問に関わる補足資料の7番という番号が振っているところの 85ページです。

85 ページにアペンディクスHというのが出てくると思うんですけれども、これは、実は3,777 頭ですから 1 %以下になった、数を増やしたデータなんだと思います。サンプル数を増やしたデータで、そこでAの 40 を見ていただくと、12 か月から 17 か月までの範囲に入っていると。

Aの 50 を見ていただくと、例えば 21 か月というのは 19 頭入っている。ですから、あくまでも統計の処理で、何のこっちゃという感じがするんです。統計を取ると実はこうでしょうけれども。

ですから、私はむしろ、例えば平均が何か月で、2 S D を取ったらこれぐらいになったとか、この実際の数を挙げて、これらの結果から、99%の信頼性で置くと、21 か月以上の可能性はこのぐらいだみたいなことになるのかと思ったんです。

私は、実際のデータとして 21 か月以上の牛が検出されたのかなと思ったんです。そんな ふうには誤解されないですね。

吉川座長 ただ、統計はよくわからなくて、本来、この基本データは正規分布していな

いだろうと、ノンパロメトリックであるという前提に基づいて、最大危険で幅を取っていくと、本来この統計の中にはなかったんですけれども、99%の信頼度で 1.92% は含むことになるかもしれないということで、あくまで理論としての値で、現実のデータの中にはなかったんです。17 か月以上のものは出てこなかったんです。

北本専門委員 私は、その生データを見せてもらった方がずっとわかりやすい文章になるんではないかという感じがしたんです。

吉川座長 わかりました。あれなら、アペンディクスの表でも付けておきますか。私も統計処理は途中まで読んだけれども、あまり得意ではないのでそういうものかと。

北本専門委員 皆さんが概想可能であれば、私はこの文章でいいんですけれども、私は ちっとも概想できなかったので。

吉川座長 でも、これは結局、私らより以前に生物統計のわかる専門委員の中で、アメリカのデータについて検証したわけですね。その専門家の目で見て信頼するに足ると。ただ、彼が附帯条件を付けたのは、リスクに関しては「食品安全委員会」で、この統計データの上に立った評価をしてくれといって、全部のボールをこっちに投げた経緯があるということは、どこかで読んだ記憶があって、そうかと。

確かに、ここはかなり専門用語なので。

北本専門委員 私が本当に資料として知りたかったのは、もし実例があるんだったら、 どれだけの月数がディテクションされたのかと。上に何か月プラスになったのか、ないし 統計を取るんであれば、何%の信頼性で 21 か月以上が見られるんだったら、その程度はど れぐらいか。21 か月以上は統計的に見られるのか。

吉川座長 だから、ノンパロメトリックな。

北本専門委員 だから、例えばものすごく簡単な話をすると、21 か月以上とすると、0. 95%以下になる。これを 22 か月以上にすると何 %減るのか。

吉川座長 そのモデルというか、それでやったときですか。

北本専門委員 23か月まで行く可能性があるのかとか。それを知りたかったんです。

吉川座長 それは、元のデータのどこかに書いてあったような気がしますね。その確率はどんどん減っていくんです。私は何かで読んだ気がするんです。今と同じようなことをシミュレートして、零コンマ零幾つという格好になるんだけれども。

わかりました。ちょっとそこは関連官庁あるいは事務局で調べてみてくれませんか、専門家委員会のときの議論の中で展開されていたかどうか。

ここの表現は、このデータに基づいた統計処理ということです。もう少しわかりやすい

表現があれば、少し考えます。また、今のようなシミュレーションのがあれば、それについても少し追加するということで、いいですか。

なければ、最後の「3.3 食肉及び先進的機械回収肉(AMR)について」「内臓等について」「3.4 牛肉及び牛の内臓の汚染リスクの総括」という3つの項目について、特に大きく変えたところはありません。まとめ直したというところと、カナダの方を足したということ。

それから「内臓等について」のところで、・の日本において確認されたBSE陽性牛、この前ちょっと問題になりましたけれども、そこを佐多専門委員の方から正確に記載してもらいました。

調べた結果、回腸遠位部では、ウエスタンプロット法により3頭中2頭で、免疫組織で3頭中1頭で異常プリオンタンパクの蓄積が認められたと。しかし、回腸遠位部以外の小腸では蓄積は確認されなかったと。

この前は、回腸遠位部で感染性が認められたというのに対して、異常プリオン蓄積だろうということと、回腸遠位部以外でどうだったのかと。それから回腸遠位部ではどうだったのかという2つの書き分けをした方がいいということで、そこを正確にしてもらいました。

そのぐらいで、あと汚染リスクの総括は、前回なかったので、全部そこに順番に書いてあります。食肉・内臓のリスクに関して比較すると、月齢証明に関してはということで A 4 0 の問題が、完全に排除し得ないけれども、背景リスクを考慮すると、そこに含まれる確率は低いだろうと。

それから、と畜前検査で見逃しリスクは高いかもしれないけれども、今度のプログラムを適用したケースで、感染牛が神経症状を呈して入ってくるということは、非常に低いだるうと。

スクリーニング検査はしていないので、これは回避不可能である。しかし、日本向けの プログラム、20か月齢以下というものを対象に考えれば、検査で発見される可能性は非常 に低いと考えられる。

それから、と畜・解体につきましては、スタンニング、SRM除去、手順によるリスク 回避は大体変わらないと。ピッシングに関しては、米国・カナダは法律で禁じられている けれども、日本は80%まだ実施しているから、日本の方がリスクは高いと。

しかし、スクリーニング検査で陽性牛を排除することによって、このリスクを低減して いるんだと。 規則の遵守に関しては、米国で検証と違反例の改善措置が取られているけれども、我が 国では、こうした検証・報告は報告されていないと。

食肉・内臓に関しては、日本向け輸出プログラム条件が遵守されれば、BSEプリオンによる汚染の可能性は非常に低いと考えられる。しかし、内臓については、A40による月齢判別では枝肉と内臓の個体の同定はできないということから、A40 牛に由来する内臓頭の日本向け輸出は不可能であると考えられるということで後半部の総括がしてあって、結論と、いろいろ議論の中でサーベイランスの問題、検査の問題、と畜前検査の問題、その他上乗せ条件の遵守に至るまで議論した問題を「5 おわりに」にまとめていくという格好で、前半部の生体牛のものと、ここでやった食肉・内臓の比較というものを併せて「4 結論」に持っていけたらと思いますけれども、最後の3つに関して、どなたか御意見はございますか。

どうぞ。

山内専門委員 まず、内臓のところですけれども、回腸遠位部のことは書いてあるんですけれども、舌のことについては何も記載がないですね。舌の場合に、扁桃組織が混入しないような対策がどうなっているのかと、その点の記載をすべきだと思います。

吉川座長 わかりました。

山内専門委員 それから、4のところで・、・、・とずっといろいろ項目別に分けていますが、これは・のところに入るのかどうか、SRM除去法の点です。さっきもちょっと取り上げたんですが、SRM除去の確認が規則としては同じであっても、実行上どうなっているのか、ということは脊髄が脊柱に残存していることによるリスクがないのか、それともその点をあり得ると考えるのか、そこをもう一度確認しなければいけないんじゃないかと。

それは、もしもあるとすれば、別の項目で・でもいいですけれども、取り上げるべきで あろうと思います。

吉川座長 わかりました。規則はあると思います。なぜあるかというと、SSOP、HACCPのところで文章にしてしまいましたけれども、1,036 件の違反を日本は検証していないんで、アメリカが検証した中の2番目の項目のSRMの取扱いに関する違反という事例467 件の中に、ナイフの洗浄不十分、ノコギリの洗浄不十分について、脊髄除去、扁桃除去が不十分で罰則を受けているところがあるので、これはHACCPとSSOPにそうすべきであることが書かれていて、それを検証しているんだろうと思うんです。それが書かれていないことはないと思います。検証対象になって、違反の場合は罰則規定という

か、改善か営業停止になっているので、アメリカにないということはないだろうと。 そこはちょっと確かめてくれませんか。

道野輸入食品安全対策室長 問題意識として、SRMは食用に供さないということはルール上明らかなわけで、山内先生の問題意識は、むしろ検査員が一つひとつ見ていく結果として、確かにベリフィケーションなんだけれども、実際に日本と同じように枝肉が検査なるなりのときに、1頭1頭見ているかどうかという問題意識でよろしいですか。

山内専門委員 そういうことです。

吉川座長 済みません、ついでに聞きたいんですけれども、日本は本当に1頭1頭見ていて違反がないというデータはあるんですか。

道野輸入食品安全対策室長 日本の場合は、実際にと畜場で枝肉の検査、確認をして残っていれば取りなさいといって、口頭で指導して取らせてしまいますから、アメリカの場合はなぜこういうものが出てきたかというと、要するに企業に対しているんな義務をかけて、HACCPプランの中で全部カバーさせているわけです。

したがって、検証の際に違反事項を見つけたら、必ずノンコンプライアンス・レコードというので書面で見つけたと。これがいいかどうか、改善方法はどうするんだということを全部バックさせるようにしているわけです。

ということで、ノンコンプライアンス・レコードの情報公開請求が出て、それが全部出てきたのが 1,036 だったということです。

日本の場合には、よほど極端な例でない限りは、と畜場内で検査員が指導してしまって 改善されてしまっていて、文書として残っているものというのは、前も照会をかけたこと があるんですけれども、ありませんでした。ただ、勿論文書で処分なり何なりするという 手続は法律上設けてありますけれども、SRM除去についてそういうところまで措置をす るということは、今まではなかったということです。

山内専門委員 ということは、アメリカの場合は脊髄が残存していた場合に、それは食肉として回ってしまっていると。ただ、後で文書としてはわかるということになるわけですか。

道野輸入食品安全対策室長 いや、米国の場合は、現場で見つかれば、そこで当然指摘はするわけです。指摘して、例えば枝肉なりブロック肉が食品として適切かどうかという判断はします。そしてだめならば廃棄ですし、何らかの形でトリミングなり何かをして、違法状態から適法状態に変わるものであれば、それで流通が可能になります。

ただし、そういうことが起きた原因と改善ということについては、と畜場側から農務省

に対して報告をしなければならない。その改善内容については、農務省が評価をするということになるわけです。

吉川座長 そういうミスなりあれがあれば、どちらも当然見つけた段階で、現場で改善なり対処を取らせるけれども、アメリカの場合はそれをノンコンプライアンス・レコードとして記録に残すし、日本の場合はその場で改善させて終わりというシステムの違いがあるということですか。

道野輸入食品安全対策室長 はい。

吉川座長 わかりました。

山内専門委員 それは、何らかの形でこの中に入れられますね。

吉川座長 少し表現を考えて入れたいと思います。

ほかにございますか。

どうぞ。

甲斐(知)専門委員 「3.4 牛肉及び牛の内臓の汚染リスク総括」のところなんですけれども、一番最後に一つ気になったのが、機械回収肉のところの項目に括弧して、22ページでしたか、月齢が決定された段階から、製品が梱包・表示されるまでの最終的に容易に識別できるようにされることが記載されているけれども、具体的な方法は明らかではないとありますね。

それから、最初の質問でしたんですけれども、ラインを分けるとは言っているけれども、洗浄に関しての具体的なことは書いていないという報告がありましたので、要するに戻って24ページの最後のところですけれども「・食肉及び内臓等に関しては日本向け輸出プログラム条件が遵守されれば、BSEプリオンによる汚染の可能性は非常に低い」と書いてありますけれども、遵守されればといっても、プログラムの条件の中には、例えば月齢がわかっても最後まで行くところの具体的なこととか、ラインを分けるところの洗浄のこととか、具体的なことはないわけですので、具体的なことを書いていなければ、この前提が容易には成り立たないと思うんです。

ですから、何とかされれば、非常に低いと考えられるという場合の前提条件というのは クリアーじゃなければいけないですけれども、輸出プログラムの中に製品が最後までちゃ んと分けられるところとか、ラインの洗浄化とか、そういう細かいところまで明記してほ しいと思います。

吉川座長 これは、実際に管理機関が具体的に輸出プログラムの実行に当たってどういうシステムの保証をしていくかということを確認してもらう格好になると思います。

それに必要なことで、こっちで書くべきことがあれば「 5 おわりに」にでも、ここまでは明示してくれとか、こういうシステムにしておいてくれということは、評価の結果として補足を入れておいて構わないと思います。

甲斐(知)専門委員 つまり、リスクを評価するのと管理するのは別だと言っても、管理の仕方というのが前提にちゃんとしていないときに、リスクを評価するのは極めて困難だと思うんです。前提があやふやになった場合には、極めて汚染の可能性は低いと言い切れなくなってしまうわけですね。だから、何らかの文言を入れておいてリスクを評価したとしていただきたいと思いました。

吉川座長 「5 おわりに」のところにそういうのを書いて、もしそれが実行できない場合は、また止まることもありますと。管理機関に対しての要望というか、こことここはそういう前提で評価をしたんだから、その前提が崩れないように物理的あるいはハード、ソフト的に保証できるレベルに維持してくれということは書いておく必要があると思います。

ほかにございますか。

ちょうど 5 分前で、あとは「4 結論」と「5 おわりに」。「5 おわりに」は、今、言われたように、幾つかの項目、既に議論をしてきたサーベイランスの問題、それから飼料規制の問題あるいはと畜前検査からと畜場、それからベリフィケーションというか、輸出プログラムに関してのリスク管理機関として果たしてもらわなければならないようなこと、そういった幾つかの点を今まで議論してきて、これとこれとはどうしても「5 おわりに」に書いておかなければいけないという項目が何項目か既に挙がってきていると思いますので、それを少しまとめてたたき台として委員の方々に送りたいと思います。

どうぞ。

北本専門委員 今日の一番最初のところで、等という言葉が問題になりましたね。そこで、最後に一点確認したいんですけれども、牛肉及び牛の内臓というものの定義というのは要りませんか。

吉川座長 この前、13年の止める前に、内臓等というものにどういうものが含まれていたのかと。

北本専門委員 いやいや等は付いていないですよ。内臓です。

吉川座長 実際として何があったのかというのは、一覧表を出してもらいましたね。腎臓、肝臓、膀胱何とかと。

北本専門委員 それであると定義はされているわけですか。

吉川座長 そこで言うところの内臓は何であるかということですか。

北本専門委員 蒸し返して申し訳ないんですけれども、そこに等という概念が入ってくると、随分違ったような絵になると思いますので、私は牛肉とは何ぞやとか、ここでいう 牛の内臓とは何ぞやという等のない臓器を挙げておいた方がいいと思いませんか。

吉川座長 事務局、ありますか。

梅田課長補佐 それは、輸出プログラムの中にビーフ・アンド・ビーフオッファルというものの対象がそういう形で書かれてあって、ではビーフ・アンド・ビーフオッファルとは何ぞやということについては、諮問の説明を受けたときに、若干管理側から説明があったかと思うんですけれども、どこまでの範囲、具体的なものを個々に示して、どこまでの範囲かという定義は明らかにされていなかったかと思います。

吉川座長 言いたいことはわかるんですけれども、ちょっと頭に浮かんだのは、ここで 5 個決めて 6 個目が出たときに、もう一回全部審議するのかと、第 1 位はいいと言ったけれども、第 2 位を輸入するときにもう一回初めからリスク評価をしなければいけないのかと。確かに等というのがあいまいであることはわかるんです。

北本専門委員 今までの輸入実績というのはあるわけですね。それは細かく明示されていましたね。それで明示されて何%ぐらいというのが出てきましたね。だから、私は等とかというのはなしにして定義すべきだと思うんです。

吉川座長 どうぞ。

道野輸入食品安全対策室長 アメリカとの協議の中では、少なくともBSEのリスクに関しての管理措置という観点からいうと、SRM以外のものについては、通常肉として流通するもの、内臓で流通するものについて規制する必要はないんではないかと私どもは考えてSRMを除くということにしています。それは国内でも同じですし、こういった規制をかける場合に、できれば内外同じ方が考え方を整理しやすいと考えています。

吉川座長 そうすると、今の反対の定義でやると、SRMを除く牛に由来する部位であって、肉を除くものを内臓等と言うと、そういうことになりますか。もし、分類というか、 集合論で言うならば、そういう定義になってしまうのかな。

北本専門委員 そういうものを食べたいと思う人はいないと思うんですけれども、例えば末梢神経を集めて食べるのがはやったというと、それは輸入可能になるわけですね。

吉川座長 20か月以下であればなるかもしれない。

北本専門委員 今は笑い話で済むんでしょうけれども、今、我々がディスカッションしているのは、牛肉と牛の内臓というのは割と常識的な範囲でディスカッションをしている

わけですね。

だけど、そのディスカッションというのは、実はそういうエキセントリックな食事形態を取る人でもできるわけですね。それは違法でも何でもないわけですね。逆に言うと、自由にできるわけですね。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 恐らくそれは、国際貿易というか、OIEの規定か何かに牛肉とはとか、内臓とはとか、そういう多少定義的なことはあったんじゃなかったですか、そうでもないですか。

北本専門委員 あれば、それをここにどういう定義でやっているのかというのを明記した方がいいんじゃないですか。

吉川座長 わかりました。ちょっと調べてみます。ただ細かいところまで、末梢神経は何とか書いてあるとは、とても私には信じられないので、どこかで逃げているのかもしれないですけれども。

甲斐(知)専門委員 加工品は入らないんですか、肉の加工品、内臓の加工品、缶詰とか、それは入らないと考えていいんですか、入るんですか。

吉川座長 今、言われたように、それに由来する缶詰はここで評価した中に入っている のか、入っていないのかと。

道野輸入食品安全対策室長 以前、お答えしたと思いますけれども、基本的に肉ですから、と体から一時的に取れるものを前提にしています。加工品というのは、EVプログラムの中にも入っていません。ですから、アメリカで言うプロセスというのは、厳密な意味ではカットは入るんですけれども、一応、ここの中では肉や内臓なんかもカットまではOKです。

だけど、例えばハムだとか、ソーセージだとか、缶詰だとか、そういうものは含まない。 だから加工品という概念は EV プログラムの中に現時点ではないということになります。

甲斐(知)専門委員 缶詰もレトルトもスープストックも入らないということですね。 吉川座長 現時点では、対象外ということです。

道野輸入食品安全対策室長 今、諮問させていただいている中には入っていません。

甲斐(知)専門委員 新たに入れたい場合には、諮問しなければいけないということで すね。ここはちょっと大事だと思うので、お願いします。

梅田課長補佐 EVプログラムの中の定義として、対象としてものの規制は、さっき言いましたビーフ・アンド・ビーフオッファルであり、それから認証を受ける施設に対して

の限定もあるわけですね。それが、今、説明があったと畜場であり、カット施設というのはイニシャルなカットをする、内臓なりも含めて、そんなに細かく高度な加工をするような施設は含まないという両者での規定がありますから、そういう意味で、この中にも先ほどありましたが、AMR肉というものは入ってこないということになるわけです。プログラムの中には、そのような定義の仕方がされているということです。

甲斐(知)専門委員 そうじゃなくて、内臓なり、20か月以下の肉なり内臓なりを取った後加工したから同等だろうと、そういうことはないということですね。それだけ聞きたかったんです。

吉川座長 そういうものは対象に入れていない。輸出プログラムの中からは排除されているということです。

確かに等というもので無制限に広がるのも決していいことではないと思いますし、逆に ポジティブリスト的にやったときに、それ以外はどうしてくれるという矛盾もあるので、 少し考えて、あるいは各委員の意見も聞きながら、そこのところは整理したいと思います。

実質、輸出プログラム自身の定義ももう一回、それからOIEの定義にあるなら、そこら辺も参考にして、どんなふうに整理されているか考えてみたいと思いますので、委員の方でも御意見があれば、事務局の方にお送りください。

済みません、少し時間がオーバーしてしまったんですけれども、一応、今まで書かれた たたき台については、今日大体最初から「4 結論」の前までの議論は一応終わったと。 それから、全体の像も最初に載せたのでわかってきたと思います。

前半部の総括と後半部の総括を併せて「4 結論」。それから「5 おわりに」にいるいるなことを書き込んでいかなければならないので、少し時間が必要になるかと思いますもけれども、「4 結論」及び「5 おわりに」に関して、今までのを受けて、場合によったらダイレクトに「4 結論」に持っていくのに、もう一回「4 結論」の前にわかりやすい説明を、結論のためにのような項目を入れて、もう少し混乱が起こらないようにして「4 結論」という格好にするか、もうダイレクトに全部の分析が終わったんだから、そこのキーのところを拾って「4 結論」という格好にするか、たたき台がないと多分議論は進まないと思いますから、少し事務局と相談して、各委員の意見も聞いて、少したたき台の原案の「4 結論」及び「5 おわりに」に関する原案的なものをつくってみます。それで、また委員の方々に送って、少し意見を聞いて、その上で結論も含めて、もう一回たたき台全体について討議をしたいと思いますけれども、いいですか。

どうぞ。

山内専門委員 あまりダイレクトに結論を書かれてしまうと、それだけが一人歩きして しまいます。

したがって、やはり結論だけ読んで、大体全体像がわかるような、ある程度イントロダクション的なものも、簡単でいいんですけれども、必要だと思います。

吉川座長 そうですね。やはり一気に「4 結論」へ飛ぶのも少し難しいかなという感じがします。また少し考えて、何人かの委員の力も借りて、少し今までの議論を得た格好で、たたき台的なものをつくってみようと思いますので、でき次第なるべく早く委員の方には幾つか案を送りたいと思いますので、また忌憚のない意見を聞かせていただきたいと思います。

少し 10 分ぐらい延びてしまいましたけれども、帰らなければならない人もいるので、一応、今日はこれまでのたたき台についての審議をしたということで終わりたいと思いますけれども、事務局の方から何かございますか。

梅田課長補佐 特にございません。

吉川座長 それでは、また日程が決まり次第事務局の方から連絡があると思います。 どうもありがとうございました。